

## 令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 令和5年4月27日(木)午前10時00分～午後1時22分

■場所 WEBによるオンライン会議

### ■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、日下委員、  
玄委員、小林委員、高橋委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高  
委員、横田委員、渡邊委員

### ■議事内容

#### 1 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

#### 2 その他

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書に係る事業者説明

## 受 理 報 告 ( 4 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業	令和5年3月27日
2 変 更 届	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	令和5年2月27日
	(仮称)東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画	令和5年3月16日
	都営桐ヶ丘団地(第4期・第5期)建替事業	令和5年3月20日
	(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業	令和5年3月23日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業	令和5年3月22日
	(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業	令和5年3月23日
	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	令和5年3月24日
4 工 事 完 了 届	東京都市計画道路環状第2号線(港区新橋～虎ノ門間)建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業	令和5年3月27日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
4 工 事 完 了 届	臨海部幹線道路建設事業及び臨海部幹線開発土地区画整理事業	令和5年3月28日
	目黒清掃工場建替事業	令和5年3月30日
	白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業	令和5年4月3日

令和5年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第1回総会  
速 記 録

令和5年4月27日（木）  
Webによるオンライン会議

(午前 10時00分 開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち、17名<sup>1</sup>の出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、これより令和5年度第1回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人の方、入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、受理報告及びその他の報告を受けることといたします。

それでは、最初に受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、受理関係につきまして、事務局から報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

4月の受理報告は、環境影響評価書1件、変更届4件、着工届（事後調査計画書）3件、工事完了届4件、これらを受理しております。このうち環境影響評価書につきましては、審議会よりいただいた環境影響評価書案への答申に基づく審査意見書との関連を御説明させていただきます。

画面を御覧ください。

それでは、資料の5ページ、「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について御説明いたします。

本事業につきましては、令和5年3月27日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

---

<sup>1</sup> 途中1名出席し18名となった。

評価書案は、令和4年5月31日の第2回総会で諮問され、令和4年11月30日の第9回総会において知事に答申されております。資料は、評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について提示してございます。評価書の追記ページは後ほど御確認ください。

まず、一つ目の大気汚染の項目についてですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測では、A-2地区と接する南西側敷地境界付近で環境基準上限値となるなど大気環境への負荷も高いことから、予測の前提とした環境保全のための措置を確実に履行すること。また、その他の環境保全のための措置についても徹底を図り、工事施行中の環境への影響の低減に努めることとの意見に対して、評価書の記載内容は、環境保全のための措置に、施工業者に対して、排出ガス対策型建設機械の使用等、予測の前提とした環境保全のための措置を確実に履行するよう指導する旨を追記したとのことです。

二つ目の騒音・振動の項目についてですが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、騒音・振動レベル合成量が最大となる工事着工後25か月目で予測しているが、計画地北西側及び北東側の敷地境界付近は道路幅員が狭く、住居が近接しており、解体工事等も含めた工事期間全体において、騒音・振動の影響が予測されることから、環境保全のための措置を徹底し、環境への影響の低減に努めることとの意見に対して、環境保全のための措置に、施工業者に対して、解体工事等も含めた工事期間全体において環境保全のための措置を徹底するよう指導する旨を追記したとのことです。

三つ目の風環境の項目についてですが、風環境の予測結果では、敷地内及び敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多く見られることから環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じてさらなる対策を講じることとの意見に対して、評価書の記載内容は、環境保全のための措置に、事後調査において、その効果の確認を行い、必要に応じて適切な追加対策を講じる旨を追記したとのことです。

続きまして、3月の受理報告に関わる助言事項に対し、事業者からの回答がございましたので報告いたします。

画面を御覧ください。

北清掃工場建替事業変更届の騒音・振動において、「く体・プラント工事」期間が延長されているが、変更前後で工事用車両の種別・台数、建築機械の種別・台数、いずれも同じであったと。これらの種別や台数が全く変動しないようなく体工事が可能なのでしょうかとの助言に対しまして、事業者の回答は、「く体・プラント工事」の開始時期が評価書

案の段階で誤りであったことから変更したものです。これらの工程の誤りの修正については変更届の中で触れられておらず、誤解を招く表現となっていたため、変更届に説明を追記していただくとのことでした。

続きまして、4月の受理報告に関わる助言事項はございません。

受理報告については、以上で終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま、説明された「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」の評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連と、それから北清掃工場建替事業変更届の関連について、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、特段の御意見がないので、受理報告については了承したということにさせていただきます。

続いて、その他ということで、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書に係る事業者説明についてですが、本件については審議会から事業者に対して説明を求めておりますので、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 事業者の方、御出席ありがとうございます。

本件につきましては、環境影響評価書が1月に提出され、着工しておりますが、環境影響評価手続きにおいて、現在どの時点かということをお知らせしておきたいと思っておりますので、環境影響評価のこれまでの経過について、事務局から最初に御説明いただきたいと思っております。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局から御説明いたします。

画面のほうを御覧ください。

環境影響評価の手続きは、画面上段の事業段階環境影響評価手続と下段の事後調査手続の二つに大きく分かれます。

まずは、上段の事業段階環境影響評価手続について御説明いたします。なお、条例の条文については、資料に記載しておりますので、対象の部分を御確認ください。

平成31年4月に事業者から都へ環境影響評価調査計画書が提出されました。その後、審議会での審議が行われ、調査計画書に対する答申がまとめられました。

それを踏まえまして、令和3年7月に事業者から都へ環境影響評価書案が提出されまし

た。この評価書案は、令和4年2月から6回にわたる部会審議を行うとともに、令和4年4月に都民の意見を聴く会を開催しております。その後、令和4年8月の審議会総会で、環境影響評価書案に対する答申がまとめられました。また、審議会総会の中では、答申の評価書への反映のされ方を審議会として確認していくことについて、委員から御意見をいただきました。

そのような御意見を踏まえ、環境影響評価書の提出に向けて、他の案件以上に丁寧な進め方をするため、令和4年11月に都から事業者へ環境影響評価書素案の提出を求めました。提出された環境影響評価書素案は、令和4年12月の審議会総会で議題として取り上げ、その中では委員より環境影響評価書素案に対する御助言をいただいております。

その助言を踏まえまして、事業者は環境影響評価書の作成を行い、令和5年1月に条例に基づき、事業者から都へ環境影響評価書が提出されました。なお、環境影響評価書が提出された旨は、条例に基づき、1月20日に東京都公報により公示を行っております。

これをもちまして、事業段階環境影響評価の手続きが終わり、条例に基づいて対象事業の実施制限が解除となっております。

次に、下段の事後調査手続きになります。

令和5年1月に、事業者から都へ事後調査計画書と着工届が提出されました。着工届が提出された旨は、条例に基づき、1月30日に東京都公報により公示を行いました。1月の審議会総会において、環境影響評価書及び事後調査計画書に対する審議会からの助言をいただいております。

現在は、本事業は工事に着手されておりますので、事業者から都へは事後調査報告書は、今後、提出される予定となっております。事後調査報告書の提出スケジュールにつきましては、事後調査計画書に記載されておりますので、御確認ください。

以上が、本事業における環境影響評価の経緯と御説明となります。

また、これまでに事業者から都へ提出されたアセスに関する図書は、全て環境局のホームページで閲覧できるようになっておりますので、審議会の議事録についてもホームページ等で御確認をお願いいたします。

以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

では、これから行う議論の方向性を明確にするために、本日の審議会に至った経緯と議論の趣旨と位置づけについて、御説明をお願いいたします。また、本日の議論の進め方に

についても併せて御説明いただきたいと思ひます。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局から御説明いたします。

今年1月の総会において、環境影響評価書の受理報告をさせていただきましたが、その中で日本エコモス国内委員会から評価書への指摘がある旨の発言がございました。それにつきまして審議会から事業者へ説明を求め、事業者が応じたことから、本日の審議会で取り扱うこととなりました。

なお、先ほどの手続の経過でも御説明しましたとおり、本事業については環境影響評価書の公示を1月に行っていることから、工事の実施制限が解除されております。そのため、工事の着工と本日の事業者の説明は切り離して進めることが、1月の総会で確認されております。

また、日本エコモス国内委員会から審議会への参加の要望が出されておりますが、審議会は事業者と特定の団体や個人の意見を戦わせる場ではないこと、また両者の説明に白黒をつける裁定の場ではないこと、また条例74条2にある「事業者、その他関係者」は、評価書等を審議会に説明する際に、評価書等の作成に携わったコンサルを想定していることから、本日は参加できないものとなっております。

続いて、本日の議論の趣旨・位置づけを整理しておきたいと思ひます。

環境影響評価制度とは、大規模な開発事業を実施する際に、事業者があらかじめ、その事業が環境に与える影響を調査・予測・評価するものでございます。そして審議会は専門的立場から、その内容を議論するところでございます。そのため、日本エコモス国内委員会からの指摘に対し、事業者のこれまでの手続に問題がないかということや評価書の内容に誤りがないことがしっかりと説明されているかということをお確認いただきたいと思ひます。

その上で、環境影響評価書が、条例や環境影響評価技術指針、審議会答申等を踏まえて作成され、評価書の調査・予測・評価に変更が生じないかという視点で、本日は御議論いただければと思ひます。

次に、画面の下側、進め方について御説明いたします。

本日の進め方としましては、環境影響評価書への日本エコモス国内委員会の指摘と、それに対する回答を事業者に説明をしていただきます。次に、事前に取りまとめた審議会委員の意見と、それに対する回答を事業者に御説明いただきます。その後、全ての事業者説

明が終わったのち、質疑応答をしていただきます。

以上が、本日の進め方になります。

以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、事業者の説明に入っていきたいと思いますが、事業者の方には丁寧かつ分かりやすく説明していただくようお願いしておりますので、審議会が長時間に及ぶことも考えられます。よって本日の審議会は13時頃までとさせていただきます、時間内に終わらなかった内容については、次回の総会にて引き続き行うということにさせていただきたいと思います。

それでは御準備ができましたら説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、始めさせていただきます。

本日、私ども、事業者側からの説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

事業者側の出席者でございますが、私は三井不動産と申します。こちらは、同じく三井不動産、あとは日建設計とコンサルタントのメンバーになっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、初めに、これまで日本イコモス国内委員会様より御指摘がございました各項目の確認及び検証を行ってまいりましたが、令和5年1月10日に提出しております環境影響評価書に関し、御指摘がございました誤りや虚偽の報告はなかったことを確認しております。したがって、環境影響評価書に記載の調査・評価・予測には、変更がないことを御報告いたします。ただし、記載している内容に関し、一部説明が足りていない部分や誤解が生じやすい表現があったことは事実でありまして、今後の事後調査報告書の中では、一般の皆様にも御理解をいただけますよう、より丁寧かつ分かりやすい表現となるよう配慮してまいりたいと考えております。

それでは、詳細の説明に移らせていただきます。

○事業者 三井不動産です。本日はよろしくお願い申し上げます。

まず、本日の御報告の前に、現在の現場の状況について御報告をさせていただきます。

まず、第二球場の解体工事につきましては、3月の下旬より着手をしております。現在では、第二球場の建物内の内装工事の解体に着手をしております。また、2月末より第二

球場及び建国記念文庫エリアにある移植樹木に対する根回し作業を、適宜、樹木医等にも立会いをいただきながら実施をしております。

対象樹木となります落葉樹の根回しにつきましては全て完了しております、現在、常緑樹の根回しをしているところでございます。60本の対象樹木がありますが、そのうち54本完了しております、残り6本の根回し作業を今日からまた実施をしております。

スケジュールどおり進捗している状況でございます。

また、1月に実施をしました、いちよう並木の根系調査に関する結果の御報告や、また移植計画に関わる事後調査報告などにつきましては、1月に提出をしております事後調査計画書でお示ししたスケジュールに沿って今資料を整えている状況でございます。

それでは、本日の本題に移らせていただきます。

本日は、1月30日の本審議会総会において、日本イコモス国内委員会様からの要請書に対し、審議会より回答するよう要請があった件につきまして、それぞれの項目について御説明をさせていただきます。日本イコモス国内委員会からの指摘につきましては、約60項目と非常に多い中でございますが、先ほど柳会長からもお言葉いただきましたが、丁寧で分かりやすい説明というところも踏まえまして、本日及び来月の審議会、2回にわたって御説明をさせていただければと考えております。

まず、本日の御説明につきましては、1番から37番の項目について御説明をさせていただきます、質疑応答とさせていただければと考えております。本日、御説明させていただく資料につきましては、お手元に配付をさせていただき、また画面でも投影をさせていただきますながら御説明をいたします。本日の御説明では、幾つか関連する項目をまとめさせていただきますので、日本イコモス国内委員会様がお示しいただいている通し番号とは異なる順番で御説明することにはなりますが、こちらは御説明をより分かりやすくという趣旨で実施をさせていただきますので、御了承いただければと思います。

なお、質疑応答につきましては、先ほどもありましたが、説明が終わり次第まとめてお受けさせていただきたいと考えております。

それでは、本題に移らせていただきます。

ページを次に移してください。

資料2ページ目ですが、先ほども申し上げましたとおり、今回1から37番の通し番号に対しまして、1から6というカテゴリーに分けさせていただきました。調査地点、また

調査手法等という形で、幾つかまとめて、分けて御説明をいたしますので、具体的に御説明を始めさせていただきます。

次のページ、お願いします。

一つ目、調査地点及び調査区域に関する御指摘です。まず、地点1についての指摘についての回答をいたします。通し番号1でございます。

図8. 6-2、植物群落調査地点に関しまして、そのうち②の地点について、中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場がテニスコートであるとの御指摘をいただいております。こちらはテニスコートではなく、円周道路沿いの緑地を対象に調査を実施しております。なお、地点名の中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場ということにつきましては、図8. 6-16の樹木の分布状況、これは建設後でございますが、こちらに示す、将来整備後の名称を使用しております。

この回答につきまして、審議会委員より御意見をいただいております。

まず、一つ目の意見ですが、広場という表現は整備後の名称とのことで現況を調査・対象とする必要があります。また、コドラートの位置が読み取れる図になっていない、読み取れない位置になっているのではないのでしょうかという御意見をいただきました。

それに対する回答でございます。まず、現況の地点において調査を実施しておりますが、地点名称について将来整備後の名称を使用しております、現況の地点名称としては分かりづらい表現があったかと思えます。こちら事後調査報告書においては、適切な分かりやすい名称とするよう、配慮させていただきたいと考えております。また、調査地点の位置、コドラートの位置ですが、こちらは評価書298ページに示しているとおりでございます。

また、続いて、二つ目の御意見です。

現況の配置図に建設後の広場という説明書きを挿入し、植物群落調査地点を説明しているが、建設前はテニスコートであることを補足しなかったことが要らぬ誤解等を生んでしまっているのではないかという御意見をいただいております。

コメントをいただきましたとおりでございまして、回答といたしましては、やはり一部分かりづらい表現ございましたので、事後調査報告書におきましては、中央広場、また絵画館前広場を示す図を記載させていただく予定でございます。また、通し番号1の図の中にも中央広場、また絵画館前広場というところがどこなのかという位置を示させていただきました。

○事業者 続きまして、地点数についての御指摘でございます。

植物群落調査の地点数につきましては、各地点ともに1か所において調査を実施しております。今回、それが不十分との指摘を受けておりますが、1か所において調査をした理由について御回答いたします。

通し番号2を御覧ください。

いちよう並木東側の緑地の調査地点が1か所で不十分と指摘につきましては、いちよう並木東側の緑地は改変を行わない場所であるとともに、植生は均質となっており、また調査地点・範囲につきましては、既存資料を参考に外観的に均質と考えられる植生のまとまりを対象に必要な面積で調査を実施しております。既存資料につきましては、著作権の都合でそのものを今回表示することはできませんので御了承ください。そのため、当該樹林帯の代表箇所1か所の調査で十分と考えております。

続きまして、次、通し番号3についてでございます。4列いちよう並木の調査地点が1か所で不十分と、同様の指摘を受けております。これにつきましては通し番号2と同様の考え方で代表の1か所の調査で十分と考えております。

ここで、補足資料についてでございます。次のページお願いします。

補足資料No.1の既存資料についてです。既存技術資料として、ここで上げている河川水辺国勢調査マニュアルなどについては、群落調査の手法の参考文献として一般的に使われているものになります。群落調査の調査地点・範囲の考え方につきましては、様々な文献に記載がありますが、これらの文献を参考に、相観的・構造的、外観的に均質と考えられる植生のまとまりを対象に必要な面積で調査を実施しています。

次に、補足資料の3の部分です。これは調査区の範囲についてです。

各既存技術資料によって、必要な面積の記載は幾つかはあるものの、おおむねの記載を包括する面積を設定しております。具体的には、調査面積の目安は高木林の場合、100から500平方メートルを参考に調査を実施しております。

○事業者 続きまして、委員の皆様からの御意見を御紹介いたします。

通し番号2について、一番上の欄ですけれども、緑地（並木東側）について、植生は均質となっていますとありますが、均質とみなす根拠が乏しいというような御意見をいただいております。

回答といたしましては、当該箇所の毎木調査結果においても、落葉広葉樹であるケヤキ

や常緑広葉樹であるクスノキなどが同様に広く分布していることが確認できております。また、亜高木・低木については、マテバシイ、スタジイ、イロハモミジなどの樹種も広く確認されておりますので、おおむね均質な植生と考えております。御指摘を踏まえ、事後調査報告書の作成においては、丁寧な説明となるように配慮いたします。

続きまして、通し番号3。2と同様に、いちよう並木の部分についてもおおむね均質な並木ということに関する根拠が不明という御意見です。

回答といたしまして、4列いちよう並木の調査地点については、主にイチョウによって形成される並木であることが毎木調査においても確認できておりますので、均質な植生と考えております。こちらも事後調査報告書の作成においては、丁寧な説明となるように配慮いたします。

続きまして、通し番号2、3に関する御意見。基本的に改変を行わない場所で植物群落調査を行う意義は何か。また、南北に長いいちよう並木全体のモニタリングの地点を1点で代表せずに、事後調査では複数の地点で観察することを考えてはいかがでしょうかという御助言もいただいています。

意義につきましては、直接的な影響がないものの、やはり近接している場所のため、今回調査をさせていただいたということになります。また、いちよう並木のモニタリングにつきましては、御意見いただきましたとおり、事後調査において樹木の活力度等の確認も含めて、複数地点で観測していくことを検討させていただきます。

○事業者 続きまして、絵画館前が調査範囲でないことについての指摘を受けてございます。

植物群落調査につきましては、環境影響評価の範囲である計画地内で調査を実施いたしました。今回、絵画館前が調査範囲ではないことについて指摘を受けておりますが、それについて御回答いたします。

通し番号4についてです。絵画館前につきましては、土壌調査を実施している一方、群落調査を実施していない理由についてでございます。

絵画館前は、環境影響評価の範囲対象外であるため、群落調査は実施しておりません。また、絵画館前の土壌調査及び土壌環境調査につきましては、移植木の仮移植先の候補地の環境を把握するために実施いたしました。なお、既存資料調査において、絵画館周辺の群落調査が実施されているため、記載すべきとの指摘をいただいております。既存資料調査にあるオリンピックスタジアムの評価書では、絵画館周辺での群落組成に関する調査は

実施されておりました。

次に、通し番号20についてでございます。

お示ししております表8. 6-26エリアごとの生態系の状況に絵画館前の緑地が掲載されていないと御指摘につきましては、これにつきましても絵画館前は環境影響調査の範囲対象外ということで記載しておりません。

これに関連した委員の御意見というのも受けております。

絵画館前を調査範囲に含めるべきで、調査範囲設定の考え方、改めて説明していただく必要があるという御意見でした。

それにつきましては、土壌動物・土壌環境調査の絵画館前の調査は、事業地に近接した周辺環境の環境予測を目的としたものではなく、あくまで環境保全措置の検討に当たって、仮移植先の選定のための参考データの取得を目的として調査を行ったものでございます。ただし、御指摘を踏まえて、事後調査報告書の作成におきましては、本調査の目的について、先ほど説明した内容等々、丁寧な説明に配慮するような記載としていきたいと思っております。

続きまして、方形区の取り方、神宮外苑広場（建国記念文庫）についての指摘でございます。

植物群落調査については、現地にて調査範囲の設定をしています。その範囲の取り方が誤りではないかという指摘を受けております。これにつきましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）での調査の範囲の取り方について御回答いたします。

通し番号11についてでございます。植物群落調査の調査区が方形区ではないとの指摘を受けております。

植物群落調査の方形区の設定は、既存技術資料では、現地の状況に応じて、その形状を変更されるものとされております。本調査でも現地の状況を踏まえて適切に設定していると考えております。調査範囲につきましては、通し番号2と同様に、外観的に均質と考えられる植生のまとまりを対象に、必要な面積で実施をしております。神宮外苑広場（建国記念文庫）につきましては、保全林と伐採する箇所両方の特性を把握するという観点から2地点という調査をいたしました。

次の通し番号32についてでございます。

群落調査の基本的誤りとの指摘について、群落調査については、通し番号11などに記

載のとおり適切に実施しており、誤りはございませんということでございます。また、評価書の350ページなのですが、評価書に記載のとおり、文化交流施設棟周辺及び中央広場回りに復元される緑地の分類は常緑落葉混交林であり、現況と同様となります。生態系も保全されるという計画になっております。

○事業者 続きまして、委員からの御意見です。

通し番号11について、現地の状況を踏まえて適切にしていますが、長方形の方形区をなぜその規模で設定したのか具体的な説明をという御意見をいただいております。

調査区の規模の設定については、既存技術資料に記載の調査面積100から500平方メートルを参考に、当該エリアの高木の樹高20メートル、これを目安にして1辺の方形区を設定し、20×20の400平方メートル程度の面積となるように設定いたしました。また、当該エリアは、先ほど説明があったとおり、北側と南側の2地点で行っており、これは改変箇所と保全箇所、それぞれで事後調査でのモニタリングへの活用を考慮して設定しております。それぞれの調査区の形状は、現地の群落状況に合わせて30×15の大きさを設定をさせていただきました。

続きまして、通し番号11、14、24に関する御意見です。

事業者の提示した既存技術資料、下に記載がございますけれども、こちらが妥当かどうかについて審議会で示すべきという御意見をいただいております。

既存技術資料として提示しているものは、群落調査の手法の参考文献として広く一般に使われているものです。特に河川水辺の国勢調査マニュアル、河川と名前がついておりますが、国交省で作成されているもので、国交省の業務をはじめとして、河川のみならず様々な環境への調査手法として広く使われているものになっております。

○事業者 続きまして、方形区の取り方、緑地（並木東側）についての指摘でございます。

緑地（並木東側）での調査範囲の取り方について御回答いたします。通し番号の14番でございます。

植物群落調査におきまして、緑地（並木東側）の調査地点が1か所は不十分との指摘につきましては、この場所が改変を行わない場所であるとともに植生は均質となっております。また、調査地点・範囲につきましては、通し番号2と同様に、外観的に均質と考えられる植生のまとまりを対象に必要な面積で実施しております。そのため1か所の調査で十分と考えております。

植物群落調査の調査区の設定につきましては、既存技術資料で現地の状況に応じて、その形状は変更されるものとされており、本調査でも現地の状況、形状等を踏まえて、適切に設定をしております。調査範囲につきましては、既存技術資料の参考に外観的に均質と考えられる植生のまとまりを対象に必要な面積で実施しております。群落構造を正しく把握しております。

補足資料を御覧ください。

補足資料のNo. 1 やNo. 3 につきましては、前述のとおり、先ほど御説明したとおりですが、既存技術資料として挙げられているものにつきましては、一般に使われているものであり、その記載を包括する面積で調査を行っております。

No. 2 の調査区の形状については、神宮外苑広場（建国記念文庫）については、北側が保全林、南側が伐採林ですので、両方の特性を把握するため、それぞれの調査を行い、合わせて正方形の調査区となるよう15×30メートルの範囲で調査を行いました。

緑地（並木東側）につきましては、南北方向に長い土地におおむね均質に植生が広がっているため、森林立地調査法の記載、調査区の形状には特に制限はありませんということでございます。通常、長方形や正方形が多いということでございますけれども、均質な植生の広がりに応じて設置されることが重要であるということをご参考南北方向に長い形状で調査を実施しております。

○事業者 続きまして、委員の方からの御意見になります。

通し番号14について、植生は均質とあるが亜高木・低木・草本についても均質なのかどうか。それから調査区の設定において10×60とした根拠が不明確ですので、根拠を具体的に説明してくださいという御意見をいただいております。

植生の均質に関しましては、先ほど通し番号2のところでお返事させていただきましたとおり、クスノキやケヤキ、マテバシイ、スダジイ、イロハモミジなどが全体に生育しており、おおむね均質と考えております。また、調査区の面積につきましては、対象範囲の樹木の高さが約20メートルから25メートルというところで、これを目安の一辺といたしまして、方形区を600平方メートルとさせていただきます。南北方向に長い土地というところもありまして、先ほど説明があったとおり長方形の形状で10×60という形にさせていただきます。

続きまして、通し番号14、24についての御説明です。

引用している既存技術資料において調査を実施する最低必要面積が明示されているのであれば、その面積を示した上で今回の面積と比較してほしいという御意見です。

必要面積については、既存技術資料、先ほど説明もありましたけども、高木林で100から500平方メートルという形で記載があります。今回の調査では、この資料におおむね記載内容を包括する面積であり、各調査地点は100から600平方メートルの範囲内で調査を実施しております。

○事業者 続きます、2の調査手法に関する指摘についてです。

一つ目は、Braun-Branquetによる総合被度推定法についてでございます。この指摘を受けております。この指摘につきましては、まずは評価書の文章中の日本語の問題、日本語についての指摘と、あと植物群落調査の調査手法についての指摘がございました。

通し番号13でございます。

「4列いちょう並木は、景観上も重要ないちょう並木が存在する」が日本文として通用しないという指摘でございます。

これは4列いちょう並木というのが、群落調査の地点を示している地点名でございます。4列いちょう並木というのは地点名のことだということでございます。ただ、もう少し分かりやすい言い回し等、今後、事後調査報告書等々で、この地点名とか出てきますので、そこら辺については、分かりやすく工夫していこうと思っております。

また、今回のいちょう並木の調査手法についても指摘がございます。

それにつきましては、審議会の指摘を踏まえて群落調査結果については保全対象とする指標種を設定するとともに、その生息環境となる樹林地の保全及び再生をすることを目的としていることや、本調査結果についての他地点の比較がなされていることなどの理由を総合的に判断して、Braun-Branquetによる総合被度推定法を選定しております。

次、通し番号の27でございます。

森林群落ではないため、調査方法が適切ではないと御指摘を受けております。

各調査地点では、森林を形成する植栽樹群として、いちょう並木・スタジアム通り・事務所棟周辺も含めて調査をしておりますので、誤りとは考えておりません。

それに関連して、委員の意見を受けております。

先ほどの日本語の問題がございました。文言の訂正を正誤表で示してもよろしいのではないのかというような御指摘を受けております。御指摘を受けまして、今後の事後調査報告書においては、分かりやすい表現になるように配慮していきたいというふうに考えております。

○事業者 続きまして、27番の御指摘になります。

森林を形成する植栽樹群を対象に調査をしているため、誤りはございませんとの意味がよく分かりませんでした。群落を定義できない場合、毎木調査のデータのほうが活用性が高いのではないかと思います。より明確に説明してくださいという御意見をいただいております。

説明文を補足させていただきますと、先ほど御意見いただいた森林を形成するという部分ですけれども、森林を形成する植栽樹群を対象に調査を行っており、調査方法に誤りがないというところを考えております。

また、毎木調査についての御助言いただいております。調査区の設定に当たっては、現地の生育状況や、先ほど御指摘いただいた毎木調査の結果を参考に植栽樹群の特徴となるデータが得られるように配慮して行っております。そういった形もありますので、調査方法に関して誤りはないと考えております。

○事業者 続きまして、3の樹木分類に関する指摘でございます。

神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木分類についての指摘を受けております。

まず、評価書では、植生に関する調査として2種類の調査を実施しております。一つ目は、緑の量を算出する目的で実施した調査、もう一つは生態系保全の目標を設定することを目的として実施した調査です。前者の調査により群落の外観から主に高木層を中心とした平面的な広がりを示すものとして、示した図が緑地分布状況図。後者の調査に関しましては、方形区を設定し、植物群落調査を実施して、高木だけではなく、亜高木・低木までも含めた、高さ方向も含めた群落構造を把握した調査でございます。後ほど、委員からの御意見の記載にもありますけれども、評価書ではこの二つの調査の目的や内容についての説明が分かりにくいと、要らぬ誤解を生じたのではないかと御指摘をいただきましたので、今後は誤解のないよう、記述の仕方等々、工夫してまいりたいというふうに思っております。

通し番号6についてでございます。

評価書に記載の植生における神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺などに、樹林樹群、落葉広葉が分布と、記述が誤りではないかという指摘を受けております。

この記述につきましては、評価書の109ページ記載の図ですけれども、図8.6-4の緑地分布状況を基に記述をしておりますが、この図は先ほど申しましたとおり、群落の外観から平面的な広がり把握する調査を行った結果を取りまとめたものでございます。図中では落葉樹が優占する植栽樹群に分類しております。これに従い、植栽樹群、落葉広葉との記載となりました。

また、群落調査、先ほど申しあげましたとおり生態系保全の目標を設定することを目的として高さ方向も含めた詳細な群落構造を確認したものでございますけれども、調査結果は資料編に記載しております。467から473ページですけれども記載しております。

神宮外苑広場（建国記念文庫）は、評価書310及び324ページに記載したとおりでございます。落葉樹の下にシラカシなどの常緑広葉樹が成立する常緑落葉混合林で構成された階層構造を有するまとまった樹林帯が存在するとして記載させていただいております。群落調査の結果、常緑と落葉が成立する樹林帯として記載させていただいておりますので、誤りではございません。

続きまして、通し番号7でございます。

常緑広葉・落葉広葉混交林が分類されていないとの指摘でございます。

常緑広葉・落葉広葉混交林は、下に掲載している表、今映っている表の植栽樹群（混交）に該当し、分類をしております。

続きまして、通し番号の8でございます。

評価書に記載の緑地分布状況図の中で、神宮外苑広場（建国記念文庫）は、植栽樹群（落葉広葉）として記載しているのは間違いとの指摘でございます。

これにつきましては、通し番号6と同様で誤りではございません。

続きまして、通し番号の12でございます。

評価書の各ページで、群落区分が異なるとの指摘でございます。

先ほど申しあげました二つの調査、緑の量を算出する目的で実施した調査と生態系保全の目標設定することを目的で実施した調査を基に、各図や表において説明内容・目的に応じて適切に表現しているということでございます。よって誤りとは考えておりません。

次の通し番号16、緑の量の話でございます。

緑の量の項において、神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺は、植栽樹群（落葉広葉）と分類しており、誤りとの指摘でございます。

建国記念文庫周辺は、評価書の309ページの記載の、何回も出てきておりますけれども、緑地の分布状況図を基に記述をしております。通し番号6と同様、図中では落葉樹が優占する植栽樹群に分類しております。

また、群落調査においても通し番号6の回答と同様に、群落調査の結果、常緑と落葉が成立する樹林帯として記載をさせていただいておりますので、誤りではございません。

続きまして、通し番号18でございます。

神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺などに植栽樹群（落葉広葉）が誤りとの指摘を受けております。

これにつきましても、通し番号6の回答と同様になりますが、植生調査を行った結果、神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺につきましても、落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。なお、植生の分類につきましても、全て上記同様に相観により植生調査を行った結果ですので、誤りではございません。

○事業者 続きまして、委員の皆様からの御意見です。

通し番号6、16、18、19について、落葉樹が優占するという点が誤りではないかという指摘を受けていると。常緑広葉樹が混交していることではなく、どちらが優占しているか根拠を示す必要があると。それについて被度群度、どれくらいかと御意見をいただいております。

被度群度につきましても、資料編、ページ467、468に示すとおり、植物群落調査結果では北側の被度5、群度4、それから南側のほうは被度3、群度3で、両方ともケヤキが優占するという結果になっております。よって、落葉樹が優占しているということになっております。

通し番号8につきましても、植栽樹群（落葉広葉）と定義した根拠を示してくださいと。群落では常緑落葉混合林と説明しておきながら、図では落葉広葉としているのは整合がとれていないように読み取れますという御意見です。

こちらについては、先ほども説明させていただきましたとおり、図8.6-4、緑地の分布状況につきましても、緑の量を算出する目的で群落を外観から主に高木層を中心に平面的な広がり、そちらを示すものとして調査を行い、植栽樹群（落葉広葉）と分類してい

ます。その後、行った生態系保全の目標を設定することを目的とした方形区の調査におきましては、群落構造を把握する調査を行っており、高木だけでなく亜高木・低木まで含めたものの調査の結果として、常緑落葉混合林と分類させていただいております。ただ、御指摘のとおり、分かりにくい表現であったため、事後調査報告書では適切な表現となるよう配慮してまいります。

続いて、通し番号12、16、18、19についての御意見です。

方形区のデータを基に、神宮外苑広場全体を落葉広葉樹の植栽樹群と当てはめていることが懸念につながっている可能性がある。神宮外苑広場の樹群全体を一つのパッチとするのであれば、方形区ではなく全体の樹種構成を基にした情報を踏まえて説明すべきという御指摘をいただいております。

御指摘のとおり、緑の緑地の分布状況につきましては、群落の外観から主に高木層を中心とした平面的な広がりということで行っておりますので、方形区のデータということではなくて、特に外観から見た高木層の樹種構成を基に判断したものになります。また、一つのまとまった植栽樹群であるというふうに考えております。

○事業者 続きまして、緑地（並木東側）の樹木分類についての指摘ですね。回答の資料のほうですけれども、緑地（並木東側）の樹木分類について回答いたします。通し番号でいきますと9についてでございます。

評価書の309ページに記載の図8.6-4の緑地分布状況図につきましてはの中で、緑地（並木東側）は、植栽樹群（混交）ではないとの指摘を受けております。

植栽樹群（混交）は、評価書の308ページになりますけれども、各種の樹木が混成して優占種が判別できない植栽樹群と説明しております。この表現につきましては、既存資料の調査であるオリンピックスタジアムの評価書と同様の表現を行っております。その中で混交と記載することが適切と考えております。

○事業者 こちらについて委員の御意見ですけれども、通し番号7、9の部分ですけれども、樹種を反映した表現ではなく、常緑・落葉・広葉混交林というところは違う意味に読み取れると。混交林は、構成樹種が判明した上で、混交した状態を指し示すものかと思えます。オリジナルな定義であれば、それを明確にする必要がありますと。オリンピックスタジアムのアセスでの表現の根拠も説明してくださいという御意見をいただいております。

植栽樹群（混交）につきましては、調査において樹種構成は群落の外観から把握してお

りますけれども、常緑・落葉のどちらが優占するかの判別ができなかったものということで表現させていただいております。

また、オリンピックスタジアムの評価書については、別事業者が作成されているもののため、表現の根拠については確認できておりませんが、本事業においては、先ほど申し上げたとおりの意味で表現をしているということを御説明させていただきます。ただ、御指摘のとおりで分かりにくい表現であったため、事後調査報告書では適切な表現となるよう配慮いたします。

○事業者 続きまして、植栽樹群（常緑針葉）の樹木分類についての指摘ということでございます。通し番号でいいますと10についてでございます。

緑地分布状況の図、先ほどから何回か出ておりますけれども、中で、ここでもお示ししているように、②のエリアは植栽樹群（常緑針葉）ではないとの指摘を受けております。

このエリアは、評価書に記載の図8. 6-3の土壤動物調査及び土壤環境調査地点における②中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場を示してございます。これは緑地の分布状況の図における植栽樹群（常緑針葉）エリアや植栽樹群（落葉広葉）の円周道路沿いの緑地も含めたエリアを示しております。なお、植栽樹群（常緑針葉）のエリアは、ヒマラヤスギ、クロマツなどが生育しているため、植栽樹群（常緑針葉）と判断しており、誤りではございません。

○事業者 委員からの御意見です。

通し番号10番について、図8. 6-4の②のエリアの植生断面図には、植栽樹群（常緑針葉）が見当たらないため、一見、日本イコモス国内委員会からの指摘が正しいように見えるが、資料編の毎木調査結果には、②の野球場に沿ってヒマラヤスギやクロマツのほうが存在が確認できると。このように本編・資料編をくまなく読むと植栽樹群（常緑針葉）の存在を確認できるものの、説明不足な点が多々あるため、結果、内容や説明に対して誤りや虚偽といった誤解が生じているのではないかと。専門外の方々、住民への説明であるという視点の欠落が説明不足となり、要らぬ誤解を生じた可能性があるとのことで、事後調査図書では、ぜひ今以上の正確な記述と丁寧な説明をお願いしたいという御意見をいただいております。

御意見いただきましたとおり、説明不足の部分などがあったというところで、事後調査報告書においては、植物群落の説明に誤解を生じないように配慮した説明をしていきます。

また、②については、中央広場と絵画館前をつなぐ広場としており、当該エリアには植栽樹群（常緑針葉）と植栽樹群（落葉広葉）の両方があります。当該エリアを代表するものとして、面積が広く、群落の階層構造をもつ植栽樹群（落葉広葉）の箇所を調査地点として選定しております。

○事業者 続きまして、樹木の分類全体についての指摘についてでございます。

計画地全体の樹木分類について御回答いたします。通し番号30になります。

植物群落の分類が間違っているという指摘を受けてございます。

これにつきましては、今まで御説明した通し番号の6の記述のとおり、群落調査にて高さ方向も含めた詳細な群落構造を確認した上で、分類記載しておりますので、誤りではございません。

一方、評価書のほうの図8. 6-4、緑地の分布状況の図につきましては、その分類は先ほど申し上げましたとおり、群落の外観から平面的な広がりを把握する調査を行った結果を取りまとめたというものになります。

続きまして、緑の体積算定についての指摘でございます。

緑の体積の算定について御回答いたします。通し番号17番になります。

表8. 6-25の現況の計画地の緑被率と緑の体積と、この資料にも添付されておりますけれども、表中の植生の分類が誤りではないかという指摘を受けてございます。

詳細な植生調査を行った結果でございますので、誤りではございません。群落高についても、群落ごとの代表的な地点の平均樹高に基づいて記載しており、緑被率、緑の体積などについても、見直しの必要はないというふうに考えております。

○事業者 続きまして、委員からの御意見です。

通し番号17番ですけれども、植栽樹群（常緑広葉樹、落葉広葉、常緑針葉）、この群落高が4メートルというのは、コドラート内の平均群落高でしょうか。群落のパッチごとに異なる高さを一括して平均したことは妥当でしょうか。特に体積の情報に対して群落ごとに区分して求める必要があるのではないのでしょうかという御意見になります。

回答といたしまして、緑の量の算定に当たって群落の高さにつきましては、コドラートの範囲だけではなくて、そのほかの群落についても外観的に捉えまして、代表的な地点の平均樹高を用いて算定をしております。また、植栽樹群の体積の算出につきましては、東京都環境影響評価技術指針に基づいて群落ごとに算出しておりますので、妥当と考えてお

ります。

17番の御指摘、下の段のところですが、これらの日本イコモス国内委員会様からの御指摘に答えるためには、平均樹高の算定データ及び算出方法を含め、回答に追加していただく、記載をいただくのがよいかと思っておりますという御意見をいただいております。

表8. 6-25に記載の平均樹高は、先ほども御説明させていただきましたとおり、外観的に捉えて代表的な地点のまとまった樹林の樹高の平均値を求めているというところになっておりますので、そういった回答をさせていただきます。

○事業者 続きまして、4、評価書の記載の有無に関する指摘を受けております。

現存相観植生図についての指摘についてでございます。現存植生図、相観植生図などの指摘について、回答いたします。

3、樹木分類に関する指摘の神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木分類についての指摘の中で申し上げましたとおり、評価書では植生に関連する調査としては、2種類を実施しております。2種類の調査につきましては、先ほども御説明したとおりでございます。

次の通し番号5についてですね。

これにつきましては、評価書の303ページに記載の相観植生図が評価書の中に掲載されていないというような指摘でございます。

群落の外観から平面的な広がり把握する調査を行った結果を取りまとめたというものが、評価書の309ページの図8. 6-4の緑地分布状況ですね。添付されているものですが、同図に該当いたします。

続きまして、通し番号の19でございます。

相観植生図が評価書の中に掲載されていないという御指摘でございますね。

これにつきましても、通し番号5の中で説明したとおりでございます。評価書の図8. 6-4の緑地分布状況の図が同図に該当いたします。

これとは別に、植物群落調査を実施しております。今回の調査手法につきましては、先ほどの通し番号の13と同様に、審議会の指摘を踏まえて指標種の設定や樹林地の保全、再生を目的としていることなど総合的に判断して、Braun-Branquetによる総合被度推定法を選定しており、誤りではございません。

次、通し番号の25ですね。現存植生図及び森林群落の遷移の考察の欠落という指摘を受けております。群落調査の成果物である現存植生図が提示されていないというような御

指摘でございます。隣接する絵画館前の芝生広場の植生、御観兵榎の森については、既存資料調査の範囲に含まれているため、その内容を追記し、現存植生図の作成を行う必要があるというような指摘でございます。

群落調査の結果といたしまして、現存植生図が掲載されていないとの指摘でございますけれども、これにつきましては評価書の309ページですね。何度も出ておりますけれども、先ほどの添付した資料にもありますけれども、緑地の分布状況図が同図に該当するというふうに考えております。

○事業者 続きまして、委員からの御意見というところで、通し番号5、19になります。

相観植生図と緑地の分布状況図とでは、表現すべき植生群落の情報の具体性が異なりますという御指摘。緑地の分布状況は植生タイプのレベルの情報にとどまっているという御指摘となっております。先ほど来説明させていただいております緑地の分布状況というのは、相観植生図に該当するというところで、なお、当該範囲の樹木については、群落ごとにケヤキですとかそういった優占の種というのがありますけれども、全体として公園の中での植栽されたものということになりますので、区分としては植栽樹群という形で整理をさせていただいております。

続きまして、通し番号5、19に関する御意見です。

図8.6-4が相観植生図であることの説明が欠落していたことが、要らぬ誤解を生じたと考えられないかということ。また、19のところ図8.6-4が現存植生図であるとも説明しているということ。これも説明が欠落していたかもしれない。同図が緑被率の求積に使用可能な相観植生図であることを示す必要があるという御意見になります。また、事後調査図書では同図が現存植生図として要件を満たす、満足するという説明文を入れ、要らぬ誤解や間違いを生まぬようお願いできないでしょうかという御意見になっています。

これに対する回答ですけれども、前段に記載している部分につきましては、上段の部分ですね。記載されているものについては、先ほど来説明しておりますけれども、それぞれ目的の違う調査を行った結果だということで、御意見にいただきました緑地の分布状況図について、緑被率の算定に必要なとなる平面的な植栽樹群の情報がこちら得られておりますので、その算定及びその予測・評価に影響はしないと考えております。なお、今後の事後調査報告書において、誤解を生まぬよう、分かりやすく記載させていただきたいというふうに考えております。

続いて、次のページですね。通し番号5、6から28、32までの中での御意見という

ところですが、誤り、記載もれなどの指摘を受けている箇所というところになります。

三つ目のポチのところ、この点に関しては、調査方法、特に Braun-Branquet による総合被度推定法と評価結果が適切であったのかについて、最終的な判断が必要であろうという御意見、それから下のポツのところ、現存植生図が掲載されていないという御指摘については、下線部のところでありませうけれども、図の名称を変更することで対応できないかという御意見をいただいております。

植物群落調査は、生態系保全の目標を設定することを目的として、詳細な群落構造を把握したものです。群落の階層構造を表現することができる Braun-Branquet による総合被度推定法は、御紹介させていただきました既存の技術資料でも記載しているとおろ、広く認知された手法であり、各植栽樹群の質を把握する適切な手法であったと考えております。

なお、図面の名称としては分かりづらい表現というところ、今後の事後調査報告書においては分かりやすい名称とするよう配慮させていただきます。

続きまして、25、28の部分になります。現存植生図と緑地の分布状況では、表現すべき植生群落の情報の具体性が異なるというところ、先ほど御指摘のあった、こちら相観というところでしたけれども、現存植生図としての示すべき情報はどこにあるかという御指摘になります。

こちら、先ほども御回答させていただきましたとおろ、当該範囲の樹木には群落ごとに優占種はありますけれども、全体として公園に植栽されたものということで、区分は植栽樹群で整理をさせていただきます。

○事業者 続きまして、植生断面図、4列いちょう並木についての御指摘でございます。それについて回答いたします。通し番号の15番になります。

植生断面図、これは過去の資料に添付しているいちょう並木の断面図でございますけれども、植生断面図は現地を見ないで描いた図であるとの指摘を受けております。これにつきましては実際に現地で目視での確認を行った上で縦断方向、南北方向に作図をしたものでございます。断面図としては条件を満たしております。東西方向ではなく南北方向での断面図であるため、イチョウが重なり合っているという状況の図ですが、これも間違いではございません。

もう一つ、地被植物についても指摘を受けております。地被植物についてカナリーキヅ

タ以外の植物が、調査結果に反映されていないという指摘を受けております。これにつきましては、評価書資料編の473ページに記載しているのですけれども、カナリーキツタ以外にも複数の植物を確認しておりますけれども、この代表種として当該種を記載しているものでございます。

○事業者 続きます、委員の皆さんからの御意見というところで、通し番号15です。カナリーキツタ以外に複数の植物を確認しているというところですが、例示等行って情報の引用箇所を評価書本文中に示す必要があるという御意見になっております。

先ほども御説明させていただきましたとおり、資料編の473ページにおいては、ツユクサ、クサイチゴ、ヤブスゲなどの植物も確認しております、こちらのほうに記載をさせていただきますいております。

続きます、通し番号15になりますけれども、図8.6-4に記載の植生断面図について、どの方向の断面に沿って描かれている図であるかということを示す説明がないというところ。また、計画地内の①から⑥の各箇所でもどの方向に断面を設けたか示す図の説明もないというところ。これについては、事後調査図書でぜひ今以上の正確な記載を丁寧に説明してほしいという御意見をいただいております。

御意見のとおり、方向含めて一部分かりづらい表現となっていた部分があるため、事後調査報告書においては植生断面図の方向について図を交えるなど、分かりやすく記載させていただきたいというふうに考えております。

また、15番の一番下の部分ですね、見ないで描いたような杜撰な図であるというような指摘について、事業者側では観察結果を示したとしており、実際には写真等を現地で撮っているのではないのでしょうかというような御意見をいただいております。

植生断面図につきましては、令和4年6月29日に現地調査において確認をしております。写真等というような御意見ではありましたが、現地で目視で確認した上で、作図をさせていただきます。先ほどの説明にありまして、東西方向ではなくて南北方向の断面というところで、図がイチョウが重なり合っているということに関しても、間違いではないというふうに考えております。

○事業者 続きます、土壌についての指摘でございます。通し番号で言いますと21になります。具体的な土壌名の記載、深さの記載が必要であるというような指摘でございます。

これにつきましては、資料編ですね、474から475ページに調査結果のほうを示しております。記載しております。

続きまして、植物のリストアップの基準についての指摘でございます。通し番号の22になります。表8. 6-26に記載されている植物種の記載の基準についての御指摘でございます。御覧の図ですね。隣の表8. 6-5(1)のほうで示した図のとおり、この赤丸で示したとおり、植生断面図のほうに図示している植物種から代表的なものをリストアップしております。また、スタジイの記載が欠落しているという指摘も受けております。当該地区の潜在自然植生に分類しており、御覧の表の表8. 6-26やそれを説明した文章にも御覧のように記載しております。

○事業者 続いて委員からの御意見というところで、通し番号22になります。御意見として、図8. 6-4の②のエリアでは、植生断面図にヒマラヤスギ、クロマツが描かれていないことから、同エリアを植栽樹群（常緑針葉）と判断したことが誤りであるとの指摘を受けている。このことを踏まえると、植生断面図（310から312ページ）の中の代表的な植物種をリストアップした表8. 6-26が、各エリアの生態系（植物）を正確に表していると言えるのかという御意見。資料編の中の膨大なリストを読み込めば、リストアップした植物の種の考え方や正確さが分かるのかもしれませんが、本編の総括表の重要性を考えると、総括表の作成基準について説明不足の感が否めない。事後調査図書では、ぜひ、今以上正確な記述と丁寧な説明をお願いしたいという御意見をいただいております。

御回答とさせていただきます。表8. 6-26に記載の植物種の記載は、先ほど説明させていただきましたとおり、植物断面図の図示している植物種から代表的なものをリストアップさせていただきます。こちらについて、御指摘のとおり丁寧な表現が必要などころというふうに考えております。なお、②のエリアにつきましては、植栽樹群（常緑針葉）と植栽樹群（落葉広葉）が含まれております。その中で、当該エリアを代表するものとして面積が広く群落の階層構造をもつ植栽樹群（落葉広葉）の箇所を調査地点と選定させていただきます。御指摘のとおり、ページ309の②の記載及び説明が誤解を招く表現であったことから、事後調査報告書ではエリアの範囲について正確に丁寧に表現するようにさせていただきます。

○事業者 続きまして5番、虚偽に関する指摘でございます。緑のネットワーク、東西軸についての御指摘がございました。通し番号23でございます。

図8. 6-6に緑のネットワークの状況をお示ししておりますが、恣意的に描いたもので東西の軸が誤っているというところの御指摘についてでございます。

こちらは、御指摘をいただいておりますとおり、建国記念文庫の森から絵画館前のヴィ

スタ景を支える東西の常緑樹林帯を経て、外周林に至り、明治記念館の庭園に至るネットワークが存在するといったところにつきましては、事業者としても認識をしているところでございます。

一方、当該ネットワークのみとは考えておりませんので、より緑量の多い場所、具体的には神宮外苑広場の御観兵榎などの方向に矢印を記入しておりますので、虚偽ではございません。

また、続きまして神宮外苑広場、建国記念文庫が破壊されることについての御指摘というところで、説明をいたします。通し番号31番でございます。

植物群落の変化の程度というところにつきまして、ラグビー場の建設に伴う神宮外苑広場の森が80%近い樹林地が破壊されることが明らかだといったところの御指摘がございました。

ラグビー場敷地の神宮外苑広場、建国記念文庫の樹林地は一部ではなく80%近くが破壊されるということにつきまして、神宮外苑広場、建国記念文庫などの緑地は破壊されるわけではなく、北側は保全エリアとして残し、また計画に支障する木などにつきまして、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りに移植し復元する計画でございます。移植先には、神宮外苑広場（建国記念文庫）などから約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元いたしますので、虚偽ではないと考えております。

続きまして、通し番号33番でございます。こちらも総本数は149本のうち、保存、移植、伐採という中で61%の樹木が伐採・移植されることは一部の改変ではないといった御指摘でございます。

こちらの御指摘に対しまして、神宮外苑広場の建国記念文庫の緑地については、全てを改変するわけではなく、先ほど述べさせていただいたとおり、北側は保全エリアとして残す計画でございます。そのため、一部改変という記載をさせていただきました。

また、続きまして、通し番号35番でございます。

先ほどの御指摘と同様、大量（61%）もの樹林が破壊される計画であり虚偽であるといった御指摘につきましてですが、神宮外苑の建国記念文庫の61%の樹林が破壊される指摘につきましては、通し番号31番で先ほど御説明した内容と同様でございますので、回答につきましては割愛をさせていただきます。

○事業者 続きまして、引き続き神宮外苑広場（建国記念文庫）が破壊されることについて

の指摘の続きでございます。通し番号の36番でございます。神宮外苑広場（建国記念文庫）等の樹林地が群落としての規模を維持することが不可能な規模になるとの指摘でございます。

これにつきましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）などの緑地は破壊するわけではなく、北側は保全エリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りに樹木を移植し復元するという計画でございます。なお、移植先には神宮外苑広場（建国記念文庫）などから約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元するという計画になってございます。樹林地の規模を維持するという計画でございます。

絵画館前の樹林地の歴史的樹木が伐採・移植されるとの指摘も受けてございます。風致地区条例を遵守し、風致地区内での移動を行う計画であることから、都市の風致を維持する植栽計画としており、これについても虚偽ではございません。当然ですけれども、今後条例に従い計画を進めていくということになります。

○事業者 続きまして、通し番号37番でございます。

こちら植物群落が大幅に破壊されるという御指摘につきまして、先ほど御説明の31番、35番の御説明とこちらも重複いたしますので割愛をさせていただきますが、回答の中での下から5行目を御覧ください。

今回改変をする神宮外苑広場（建国記念文庫）や再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの樹林地につきましては、再生復元する生態系に配慮をした維持管理を行ってまいります。定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続して行い、また将来にわたって緑地環境の保全を図る計画であります。植物相及び植物群落の変化の内容及び程度につきましては小さいと予測しており、虚偽ではないと考えてございます。

続いて、委員からいただきました御意見に対する回答です。通し番号31番、80%近くが破壊されるという日本イコモス国内委員会の指摘に対し、具体的に改変されるのは何%で、移植し復元する緑地がどれぐらいになるのか記載できるとよいかもしれませんという御意見をいただいております。

回答といたしましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）については、既存樹木149本のうち保存58本、移植50本、合計108本（7割以上）を保存移植する計画であり、80%を破壊する計画ではございません。

また、通し番号35番の御指摘でございます。区域内・外からの移植に分類して、この

プロジェクト全体として何本・何%の樹林が残るのか、一覧表にして市民にとって分かりやすくしたほうがよろしいのではないかといたした御意見をいただきました。区域内につきましましては、存置する樹木が615本、移植する樹木が191本であり、区域外から移植する26本を合わせて832本を存置、移植により残す計画でございます。これは、現状の区域内の高木本数1,381本のうち約60%が残ることとなります。また、今回の環境影響評価の対象外ではございますが、絵画館前も含めた保存、移植、新植樹木の本数につきまして、現況の本数1,904本に対しまして、完成後は1,998本となることをプロジェクトサイトにおいても公表をしております。

続きまして、通し番号34番、樹木本数の齟齬について、御指摘をいただいております。

神宮外苑広場などから約112本の樹木を移植という記載は、毎木調査表の数字(50本)と齟齬があるという御指摘をいただいております。

こちらにつきましては、毎木調査表における移植樹木の本数50本は、神宮外苑広場(建国記念文庫)のみの本数でございます。そのほかの場所からの移植も含めて約112本となりますので、記載に誤りはありません。

これに対し、委員の皆様からの御意見について、回答させていただきます。通し番号23、31から幾つか複数というところがございます。

虚偽との指摘があったものに対して11か所であり、この11項目については虚偽との指摘をどう扱うのかははっきりしたほうがよいという御意見でございました。

御意見いただきましたとおり、日本イコモス国内委員会より指摘のあった各項目の確認・検証を行った結果、今年1月10日に提出をした環境影響評価書に関する指摘の誤り及び虚偽の報告はないことを確認いたしております。しかしながら、先ほどから御説明のとおり、一部誤解を招く表現などもあったことから、事後調査報告書などでは正確に丁寧に表現するようにいたしてまいります。

また、先ほどの34番の日本イコモス委員会からの指摘に対する御意見です。そのほかの場所について、具体的にはどの場所かというところをより丁寧に説明をしたほうがよいのではないかといたした御意見をいただきました。

そちらについては、今後の事後調査報告書においても適切に記載するよう配慮いたしますが、そのほかの場所とされる部分につきましては、秩父宮ラグビー場の周辺の樹木や、神宮第二球場周辺の樹木を当該地に移植をする計画でございます。

○事業者 続きまして、6のその他でございます。通し番号で言いますと、24番になりま

す。

日本イコモス国内委員会からの指摘といたしましては、結びとして、科学的調査の誤り、知事意見を踏まえて、植物社会学に基づく群落調査が行われたが、調査地点の数や調査地点の位置、あと方形区の取り方、断面模式図と森林群落ではない地区の調査法の間違いなど、ほとんど全ての項目において科学的調査が行われなかったという指摘を受けてございます。

それにつきましては、回答といたしまして、調査地点、方形区の取り方、断面模式図、調査法が間違っているとの指摘についても、調査地点については何回か出てきましたけれども、前述のとおり既存技術資料を参考に外観的に均質と考えられる植生のまとまりを対象に、必要な面積で実施しております。また、調査区の設定につきましては、樹木の樹高に合わせて方形区で設定することが一般的ですけれども、これも既存技術資料では現地状況に応じてその形状は変更されるものとされております。本調査でも現地状況を踏まえて、適切に設定しております。調査に当たっては、現地を見た上で断面模式図、先ほども出ましたけれども、断面模式図を描いております。4列いちょう並木につきましては、南北方向でおおむね均質な並木の中で、並木の中央付近を他の地点と調査方法を合わせて外観により調査をした次第でございます。調査方法については誤りはございません。

続きまして、通し番号の26でございます。いちょう並木の特色、生育環境の調査の欠落という御指摘でございます。

これにつきましては、いちょう並木の調査が皆無との指摘についてですけれども、いちょう並木は2018年12月から2019年までの毎木調査において、活力度などの調査を行っております。また、同調査結果につきましては、資料編のほうに掲載してございます。230ページから391ページのほうに記載しております。

続きまして、通し番号の28番でございます。現存植生図が評価書の中に掲載されていないという指摘でございます。

これにつきましては、今まで説明した例えば通し番号の5などと同様に、評価書309ページ、図8.6-4の緑地の分布状況の図ですね、これが同図に該当するというところでございます。

調査手法についても御指摘を受けておりますけれども、通し番号13のところと同様に、審議会の指摘を踏まえて指標種の設定や樹林地の保全・再生を目的としていることなど総合的に判断して、Braun-Blanquetによる総合被度推定法を選定して調査を

しておりますので、これについても誤りではございません。将来の植生遷移の道筋を描くダイアグラムが全く作成されておらず、科学的方法論に基づかない予測・評価が行われているとの指摘につきましては、生態系保全のための予測などは、植物群落調査で把握した各群落の階層構造、構成種、そのほか別途実施している植物相、動物相、土壌環境調査の結果などから行っているものであり、審議会の意見を踏まえて、適切な予測・評価となっているものと考えております。

続きまして、通し番号の29番でございます。現地調査では、基本的間違いが数多く明らかになったという指摘でございます。予測手法に準拠し、抜本的見直しが必要であるというような指摘を受けてございます。

これにつきましても、通し番号の24番で記載、説明したとおり、現地調査につきましては適切に実施しているというふうに考えておりますと、見直しの必要があるとは考えておりません。

○事業者 最後に、全体を通して今回の御回答に対し、委員の先生から御意見いただいたものに対する御回答をさせていただきます。

まず一つ目です。それぞれの指摘事項ごとに評価書における評価結果に影響するのか否かの見解を明確にさせていただく必要があるかと考える。また、予測、評価結果に対する影響に関する見解が不足している部分については、明確に補っていただきたいという御意見をいただいております。

御回答といたしましては、日本イコモス委員会の指摘について、虚偽であるとの指摘を受けた部分については、全て虚偽ではないという回答をさせていただいております。また、予測評価結果には影響しないことを本日の御説明、また委員の皆様からの御意見に対する回答の補足というところも含めて御説明をさせていただきました。

二つ目でございます。事業者と日本イコモス国内委員会のお互いの主張が堂々巡りになることが心配。事業者が具体的に究明できているのか。不十分とする指摘に対して、十分とするレベルがどこのレベルを意図しているのかが不明確といったところの御意見がございました。

回答といたしましては、日本イコモス委員会が誤りや虚偽と指摘している点について、本日御説明をさせていただきました根拠をもって、誤りや虚偽はないというふうに事業者としては考えてございます。

また、最後でございます。三つ目です。誤りはございませんという回答が多くあります

が、誤りがないこと、誤解を招かない、分かりやすい、一体性、一貫性があるかは別の問題であると。都民を含めステークホルダーに誤解をされない表現、一貫性がある整理をしてくださいという御意見をいただきました。

御回答といたしましては、日本イコモス国内委員会からの指摘事項のうち、誤り、虚偽と指摘されている箇所については回答の中で誤りはございません、虚偽ではないというような記載をさせていただいたとともに、分かりづらい部分につきましては、今回事業者から回答欄の部分プラス補足の説明をさせていただき、今回の事業者からの説明とさせていただきました。

事業者からの御説明につきましては、以上となります。長い時間お聞きいただきまして、ありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。大体1時間20分程度御説明いただきましたので、これから質疑応答に入りたいと思います。

それでは特にただいまの説明について、最初に質問がある方は手を挙げてください。なお、事前にとりまとめた委員の方からの意見についての回答もありましたので、意見された委員の方からでも結構ですので、その回答について何かまだ異議があれば、またはコメントがあればお願いしたいと思います。

○宮越第二部会長 よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。宮越です。

今、委員の方からの御意見の中で、移植する樹木に対して一覧表をつけたらいいのではないかという意見があったと思うのですが、それに対する御回答の中で、ウェブサイトで情報を公開しているということだったのですが、これは表を公開しているのですか。それとも、本数を公開しているのでしょうか。

○事業者 三井不動産です。

まず、樹木の本数、全体の本数を公開させていただいているとともに、毎木調査の結果を表として公表させていただいております。その表の中でどの樹木が移植する、しない、伐採といったところの全て区分をさせていただいておりますので、そういったデータは掲載をさせていただいております。

○宮越第二部会長 ウェブサイトにその表が公開されているという理解でよろしいですね。

○事業者 はい。

○宮越第二部会長 分かりました。

○柳会長 池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 御説明ありがとうございました。

今までの一貫した御説明の仕方と、知事意見をいただいた今も、皆さんの態度はほとんど変わらない、要するに虚偽がなければいいということで、そこだけにこだわりがあると思っております。

しかし、今回このように何回も私たちが呼ばれ、皆さんも呼ばれ、そして多くの国民に誤解を与えたことは、皆様の評価書にたとえ虚偽とかそういうものがなくても、非常にレベルが評価書として文言、日本語の文言も含めてレベルが低かったということは認めていただきたいと思います。そういうことがなかったら、このような誤解は生じないはずです。

今日いただいた日本イコモス国内委員会の意見のほかに、ここに横田委員、保高委員、水本委員、廣江委員、各先生方からたくさんの意見をいただいています。その各所に、要らぬ誤解や間違いを生まぬよう説明をお願いできないでしょうかということや、それから植栽、植生図とかそういうものが本当にこれでいいのかどうか、最終判断を審議会ですべきではないかというような御意見まで出ています。ということは、私は日頃三井不動産さんと日建設計さん、信頼していましたが、今回のことについては非常につかりしております。やはり、天下の三井不動産さんと日建設計さんが、しかもこの文化的価値と国民的なアイデンティティー、愛着、そして生態的価値という三つの中の、さきの二つを全く無視した形で街路樹のようにいちよう並木が回復されればいい、先ほどのお話でも150本の中で50本が保存、50本が移植、そして50本が伐採ということでございますので、そうなるとその50本の移植のうち、はい、移植いたしました50本全部駄目でしたというふうに私たち言われれば、150本のうち50本しか残らなかったという結果が生じるということは、現実な事実でございます。そういうことを想定して、やはりこの場所というもの、場所性というものに対しての畏怖の気持ち、それから今回ちょっと出てきた方の職位をお聞きしますが、本来であれば知事意見に対して、三井不動産としてそれに対してどう答えるかという記者会見、あるいは何らかの声明を出してもいい。要するに間違いはなかったかもしれないけれども、真摯にそういう意見を受け止めて、私たちがこういうふうに善処したい、普通議会でもそういう答弁をするはずで、ところが今日皆さんが言った言葉は、今までの言葉を何回も繰り返しているだけで、それに対して言われたことに対して、こういうふうにもう少し善処したいとか、そういう御意見は全くありませんで

したし、説明の態度にも積極性が見られませんでした。それは大きく、今日お聞きになっている多くの傍聴者の方々にも、三井不動産という非常に大きな会社に対してのイメージを損なうものであり、信頼を損なうものだというふうに考えております。

私はやはり、今回のことは事後調査報告書でやればいいということではなく、確かに日本イコモス国内委員会のことに関してもちろん虚偽というような言葉で生じるようなものはなかったかもしれない。ただ、環境影響評価書として、しかもこの天下のいちょう並木を含んだ神宮外苑というところのものに対してのこの評価書が、非常にレベルが低くて足りないもの、不足が多々見られるものであったということは、やはり認めなくてははいけないというふうに考えます。

ですから、私はこれらが事後調査報告書で書かれればいいということであれば、事後ですから植栽、伐採して、伐採ではないですね。移植して駄目でしたとか、そういうふうに言われてもしようがないというふうに思いますので、事後調査報告書で書けば、事後調査報告書で直せばいいとは思われませんし、今日お聞きしている限りは、事後調査報告書で日本語も含めてきちんとした事後調査報告書が得られるという感触は得られませんでした。

あと最後に、これは多くの方々住民説明会を要望していらっしゃる、それも三井不動産さんは拒否していらっしゃる、これは拒否していらっしゃるのか、これからおやりになるのか分かりませんが、そういうふうにも全くお答えをしていないというふうにお聞きしていますので、これはやはり多くの、子供を含めた多くの住民の方が求めているものでございますので、ぜひきちんとした形でやって、誤解があればそこできちんと誤解であることを、きちんと誤解を解く。あるいは、もう少しお互いに歩み寄れるところを見つけるという努力をすべきであるというふうに思います。よろしく願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。幾つか御指摘をいただきましたが、我々事業者としては、今回のこのプロジェクトについて、もちろん場所の価値でありますとか、ここについては十分に認識をして進めてございます。ただ、池邊委員の失望したということについては、これはちょっと我々のほうにもやはり一部表現、誤解を招くような書き方があったということについては、これは我々としても今後十分に生かしてやっていきたいというふうに思っております。

幾つかアドバイスいただきました点につきましては、承りました。例えば住民の説明会でありますとか、この辺も承りましたのでこちらでよく検討したいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 池邊委員、よろしいでしょうか。

○池邊委員 はい。

○柳会長 それではほかに。横田委員、どうぞ。

○横田委員 御回答ありがとうございました。

今日御説明いただいた私たちのコメントに対する御回答の資料と、こちらの配付されている資料の内容というカリストの出し方が少し違って、お伺いしながらちょっと混乱してしまったので、できましたら次回は少し御配慮いただけるとありがたい。

○事業者 失礼いたしました。

○横田委員 技術的な観点から五つぐらいですかね、ちょっと特に予測評価に対する影響ということでお伺いしたいなと思いますけれども。

一つ目が、コドラートの位置に関してなのですけれども、コドラートの位置は評価書298ページにお示しいただいているということで記載いただいていますけれども、298ページの図に書かれている調査地点は、ポイントなのですね。コドラートは方形区ですよ。こちらの方形区のサイズですとか配置の議論になっている中で、このポイントだと情報としてどのように方形区がこのポイントに対して落ちているのかということが分からない。これを事後調査計画書でも見てみます。今度ゾーンになっていますよね。円で囲まれて、楕円で囲まれてしまっていて。何メートル掛ける何メートルの方形区の配置を継続的に見るための地図がない。こちらはやはり再検討が必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

コドラートの位置、今まではポイントとあとエリアで表しているのですけれども、おっしゃるように今後方形区のコドラート、四角の位置ですね。これは事後調査報告書の中で記載していこうと思います。当然、調査結果との比較とかというのもあるのですけれども、事後調査結果との比較もありますし、こういった植物群落調査地点の図というのを出していきますので、その中にコドラートの位置を示していこうと思っております。

○横田委員 ぜひお願いしたいと思っております。

二つ目が、二つの植生調査の方法を採られて、それぞれ目的があってやられていらっしゃる、その目的を特に御説明いただいたものと思いますけれども、特に植物社会学的な調査のほうですけれども、均質なのか均質じゃないのかとか、そういったところが議論の対象になっていたり、あるいは群落の代表する種はこれでいいのかというような話もあっ

たように思います。

やっぱり植物社会学的な調査は、できるだけ種をリストアップして、種数としてきちんと飽和するように現地を把握するというのが、一つの目的としてあると思うのですね。そういう妥当性をやはりお示しいただく必要があるのかなというふうに思いました。種が網羅できているかということですね。

それから、群落名の入った植生図という形では、今回現存植生図としても出てきていないということで、群落名の入った植生図は必要ないということであれば、その必要性はないということもきちんと示す必要があると思いますし、現存植生図も相関植生図も緑の緑地の分布状況というもので代表しているというようなところの御説明が、非常に分かりにくかったところではないかなというふうに思っています。

代表的な優占種に関しても、植物社会学的な手法を採るとしたら、おそらく優占種とは限らなくて、群落を特徴づけるような象徴種と呼ばれるような種を群落の代表種とみなしてもよくて、そうすると先ほどおっしゃられた相関的な把握に基づく主な種組成の捉え方なのか、植物社会学的に捉えた種組成の捉え方なのかというところが、どうしても行き来が生じてしまって、これが非常に分かりにくかったのではないかなというふうに思っています。

ですので、この図が一体何の図なのかということをきちんと定義して、緑地の分布状況の図がですね。これが何の図なのかということ調査の手法と合わせて定義していただくことが、やっぱり必要なのではないかなというふうに思います。それがビフォーアフターでも見える必要があるのではないかと思います。この辺りも何か見解がありましたらお願いしたいと思います。

○事業者 御指摘のとおり、緑の分布状況図を植生図として考えているということで、群落が入っていないではないかとかいろいろ御指摘があるのですが、これにつきましては確かに先ほど目的が違いますよとか、いろいろ説明したのですが、それについては確かにそこら辺の説明をきちんと事後調査報告書の中でこれも出てきますので、一つ一つの緑の分布状況図のほうの位置づけをきちんと説明つきで表示、記述していくということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○横田委員 お願いします。そういった少し定義の曖昧さを残した中で、予測評価に対する影響として気になってくるのは、例えば高さに応じて体積を算出されていますけれども、こういったところですね。こういった技術指針にのっとって群落ごとに体積を出してい

ますというふうに御回答いただいていますけれども、具体的にどういうふうに出されたのかということは、読み取ることは評価書の中からできないように思うのですが、こちらの情報というのはどのように出されていて、それがどのようにモニタリングされるのか、そこをちょっと教えていただけますでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。

緑の体積の算出の樹高につきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、コドラート法だけではなくて、それ以外の群落の部分を外観的に捉えて、代表的な地点で平均的な樹高を確認して、それをこちらの高さという形にさせていただいております。落葉広葉樹ですとかといった部分については、1か所だけではなくて様々な箇所にパッチ上に群落が分布しておりますので、それらに対して適切な形になるように外観で確認したということになります。

○横田委員 方法については理解できるのですが、体積というのは面積掛ける高さですね。その面積の範囲の取り方が不明瞭であるというふうに思うわけです。今、群落ごとに平均的な樹高を外観によって把握されたとおっしゃられましたけれど、群落の境界は、どこからどこまでを区切りながら体積を積み上げられたのかと、そういった情報ですよね。これが緑の分布状況からは読み取ることができないというところではないかと思います。いかがでしょうか。

○事業者 緑の分布状況にあります凡例のところ、植栽樹群でそれぞれの記載をさせていただいております。この凡例の色がかかっている範囲の面積に基づいて体積のほうを算出させていただいております。

○横田委員 そうしたときに、平均樹高というのが、この範囲に対する平均樹高がその値であるというふうにする根拠が、どうも不明瞭なのではないかと。これはやはり体積というのは、当然今後の影響にも関わることですので、代表的な高さ、平均高さ、どのように何地点採られて、この一つのポリゴンですよね、これをどのように高さとして平均したのか。ここの情報がやっぱり欠けていると思います。事後調査においてもやはり高さの変化というのは非常に重要かと思しますので、範囲と高さがきちんと分かるような対応づけの分かる緑の分布状況なり群落の境界を定義するなりしていただきたいなというふうに思います。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおり、事後調査においては、少しどこの場所でやって、どのような形で高さを算出して体積を出しているのかというところについて、モニタリングしていけるような

形でしっかりと整理をしていきたいというふうに考えてございます。

○横田委員 よろしくお願ひいたします。

次が、保全措置に対して、植物社会学的な調査をどのように生かされたのかということをお伺いしたいなど。特に保全エリアと代償的に移植される復元エリア、こちらに植物社会学的な調査による現地のより質的な、構成的な把握がどのように反映されて将来的な目標植生決定に至っているのかですね。ここを少しお伺いしたいなと思っています。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

これまで、前回の御指摘の中で委員のほうから植物社会学的な調査で群落の状況、中身、質的なところを捉えた上で、生態系に関する評価をすべきというような御意見をいただいて、今回新たに群落組成調査のほうを実施させていただいております。

群落組成調査につきましては、御存じのとおり群落の階層構造という部分をしっかりと把握するというところで、今回神宮前広場の建国記念文庫のところについても、同様に階層構造というのをしっかりと表現していく。それを基に保全すべき指標種、そういった群落構造を持つところに生息する指標種というものを選定して、お示しさせていただいたというところで、そういった部分の指標種を選定において、こういった植物群落調査の結果というものを活用させていただいております。

○横田委員 ぜひ御検討いただきたいのは、やはり創建当初からの森づくりの考え方のような植生の遷移も踏まえた群落形成を、きちんと代償エリアであり保全エリアなどで、やっぱり継承するというのを具体的にしながら、そのデータも取りながら植生を形成していただきたいということですね。

垂直的な階層構造とおっしゃられても、植えてしまえば階層性はできるわけですね。やはり懸念するのは、遷移によってきちんと経年的に形成されてきた歴史ある階層性が、例えば公園や外構植栽のように、一時的に植えて出来上がるような階層性に置き換わってしまうのではないかということが、やっぱり質的な変化として心配される点だと思います。だとすると、植物社会学的に読み取ったデータが、どのような経緯をもってそのように形成されてきたのか、それをきちんと踏まえたコンセプトとモニタリングをしていただくということが、神宮として必要なことなんじゃないかというふうに私は思います。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○事業者 ありがとうございます。まさに創建の当時のまさにそういった当初の考え方と現状の今群落調査をしたわけですけども、そこも含めて歴史も含めて、そういった計画をし

ていくという部分、非常に大切だなと感じておりますので。ありがとうございます。検討してまいりたいと思います。

- 横田委員　あまり私ばかりでも申し訳ありませんので、最後にしたいと思いますけれども、絵画館前のモニタリングが、仮移植先のためのモニタリングなり事前の調査であったということで、土壤環境を中心にされていたということなのですからけれども、仮移植という環境をどのように今後モニタリングしていくかという点で、事後調査計画書でもまだあまり具体的に示されていないように思いますし、ビフォーアフターを見るためのデータを蓄積していくためには、やはりきちんとした体系的な調査で仮移植先を調査するべきじゃないかというふうに思います。

その調査計画を具体的に示していただきながら、事後調査をしていただきたいというふうに考える次第です。それが事前は土壤だけでよかったということが、きちんと示される必要があると思いますし、事後何を調査して仮移植先が適正に育成されているというふうにするのか、この観点を盛り込んでいただく必要があるのではないかと思います。コメントございましたら、お願いいたします。

- 事業者　ありがとうございます。仮移植につきましては、これ、事後調査計画書の中にも記載あるとおり、この実際の仮移植計画の詳細について報告していくこととなります。これは、仮移植後に報告ではなくて、移植する前の時点でどのような移植計画にするのか、その環境をどうしていくのかということも含めてお示しするということになると思います。今の御指摘を受けまして、事前では土壤の調査ということでしたけれども、事後の調査についてもいろいろそこら辺は検討させて、仮移植計画の事後調査報告の中で説明していこうと思っております。

- 横田委員　環境としてどのように変わっているかがきちんと見えるように調査していただきたいというのが主たる趣旨でありまして、仮移植がうまくいっているのかという観点だけでなく、仮移植先の環境がきちんと保全されているのかという観点で調査をしていただきたいということでお願いしたいということでもあります。よろしくお願いいたします。

以上とさせていただきます。

- 柳会長　ありがとうございます。

それでは続いて廣江委員、お願いいたします。

- 廣江委員　丁寧な御説明をありがとうございます。私、植物の専門ではありませんが、幾つか指摘させていただきました。

今回の日本イコモス国内委員会に対する事業者側からの説明と評価書を読むと、やはり私が幾つか指摘しましたように、評価書には全く説明がなく、図もなく、そして今回日本イコモス国内委員会からの指摘に対して説明したところにだけ載っているというところが、かなり散見されました。やはりそういうことが誤解を生み、それが不信につながるものが非常に私は怖いと考えて今回指摘させていただき、今回その回答に対しておおむねその方向で考えていただけるという回答があって、少し安心しております。ただ、これは回答いただいただけで、どういったものが出てくるかというのが、今後一番重要なこととなりますので、検討しますと書いているのが、回答として表れてくるかどうか非常に大切なことだと思っていますので、その点は重要な点ですので、お忘れなきようお願いいたします。

私からの質問は一点だけです。今横田委員のほうからありましたように、私のほうでは多分、番号で2、3ですね。ナンバー8、通し番号2、3のほうで、モニタリングの箇所ですね。いちよう並木のほうで箇所数が少ないというふうなところで指摘させていただきましたが、今横田委員からの説明を聞いてもやはりそうだと思ったのですが、今回の改変に伴う植物の今後の生育について、どういうふうにモニタリングしていくのかというところで、コホートの考え、あるいは連帯的な状況を捉えるクロスセクショナル的な考え方というところについての、やはり大枠の説明はあるのですが、具体的な説明がないことがやはりこの点数とかそういうところにも反映されているのではないかと思っています。繰り返しになるのですが、今の横田委員と同じで、どういう計画をするのかというのを、やはりいち早く示していただきたいと思いますが、その点についての御回答をお願いします。

○事業者 日建設計でございます。

御指摘いただいたまず一つ目のことですが、今回確かに評価書には記載していなかった説明等々につきまして、それについては今後の事後調査報告書なり変更届なりできちんとそこら辺を記載させていただきたいと、具体的に記載させていただきたいというふうに考えております。

もう一つの御指摘ですけれども、調査地点とかいちよう並木ですね、特に。地点等は今後どういう調査をやっていくのかということですが、いちよう並木につきましては、これは毎年樹勢調査というのを継続してやっていきます。これは工事中と供用後ですね。供用後1年ですけれども、工事中どのような影響が出るかどうかにつきまして、いちよう並木、この絵画館まで続く4列いちよう並木の1本1本の樹勢を毎年調査していくという

ことをやる予定でございます。

○事業者 補足いたします。

今、いちよう並木のまさにモニタリングを、今後毎年実施していくとお伝えさせていただきました。ただ、先ほどの御指摘のとおりで、では地点はどこなのか、どういう手法でモニタリングするのかといったところの具体的なところをお示しできていないという部分は、まさに事実かと思いますので、そういった部分も含めて、今後こちらの場で御報告をさせていただきたいというように考えております。

○廣江委員 私、全く専門外ですけども、例えば人の健康を考えても、その人がどういう病気になるかというのも、病気の捉え方、その病気をどう判断するか、そしてその進行をどう捉えるかというのは、様々な方法があるということは一般的にもよく知られています。植物もそうだと思います。今おっしゃられたモニタリングする箇所数をどうする、調査します、何を調査して何を出していくのかというところが、やはり皆さんの注目しているところだと思いますので、その点について具体的にかつ丁寧に、慎重に御報告していただければと思います。

私からのコメントと質問は以上です。ありがとうございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。水本委員、何かありますでしょうか。

○水本委員 すみません、私のほうも史跡・文化財の担当ですので、植物の関係は専門ではないのですが、少し指摘をさせていただきました。

それで、今日御説明いただきましたので、分かったというか、よく分かったというよりは理解しましたという部分なのですけども、理解はできた部分もございます。

ほかの委員からも御指摘がありましたように、評価書の文章で書かれているほうと資料編とのつながりというのがなかなか見つらなかった部分というので、数字も書かせていただいたのですが、60の質問のうちの11か所虚偽があるということで、11か所については明解に違いますよという回答を今回は得られたということで、その点でも実は資料編に載っていますですとか、ほかの11か所以外も実は資料編には載っています、それはやはり今回は日本イコモス国内委員会の委員の方、すごく専門の方ですので、おそらく主要で見られている方がよく読み込まれた上でもさらに分からなかったという部分は、やはりそれを一般の都民の方々に、ここのこれに書いてありますというのはちょっと厳しいので、やはり資料編のどこにあるかという部分は、明示していただいたほうがよかったのか

なというふうに思います。

それから、虚偽、誤り、そして不十分、十分というところがまたこれも議論の対象になって、手法についても明らかにしていただきたいということでお答えいただいたのですが、やはり十分、不十分というのは結構科学的には難しいところで、このものについては、私のほうではアセスのところは絶対評価でいいのかなと思います。要するに今回、そちらが採られた方法が適切であったかどうかというのはほかの方法、いろんな方法がある中で、ほかにもこれもある、これもあるという形じゃなくて、今回のアセスに対してどうだったかというところでその御説明をいただいたのかなと思います。

ただ、まだ少し気になる点で、今回明快な回答が得られている部分で、そうではございませんという表現というのは根拠を持ってはっきりと、おそらく自信を持ってお答えになられているのかなというふうに思うのですが、こういうふうに考えますみたいなところでは、ニュアンスとしてはもしかして自信といいますか、ほかの考え方もあったのかなというふうにとれるのですね。

そうすると、やはりそれについては、特に写真を示しただけの、別に必ず示せという意味ではなかったのですが、もし、例えばそれが、私も調査をやはり皆さんもやられているので分かるのですが、例えばですが、取っていなかったとしたら、なかったでもいいと思うのですが、はっきり言って。そういうことが知りたいのであって、ないものをどうするかということを考えるのではなくて、欲しいものがなかったのだっただけですというような答えで、それも本当は最低限そこまでは必要だったよというのであれば、それは指摘させていただきますし、まあなくてもやむを得ないかという部分も、時にやはり調査というものはあると思いますので、その辺りについて風通しのよい議論を次回でもさせていただくと、それがやはり信頼ということにつながると思いますので、非常に説明しなければいけない立場に今回相当追い込まれた部分もあるかと思いますが、それはなかったらいいと答えるほうが真摯であるというような捉え方でいいのかなというふうに思います。むしろそのほうが科学的であるというふうに捉えておりますので、これは本当に余分なことなのですが、そんなような形で、この場では風通しのいい議論ができるようなお互いの関係性、さらにその部分がほかに伝えるためにはやはり必要な姿勢なのかなというふうに思いました。

また次回もありそうなので、その辺りもここでオープンに議論することをほかの方々にも伝えていけるような場をというふうなふうに私も思っております。

○事業者 ありがとうございます。

まず、写真についてはちょっと説明が不十分だったかもしれませんが、この日については写真を撮っていないというのが今の状況で、写真をなしで実際には書いたというのが実態でございます。

それから、一部記載の中でこう考えますということが幾つか確かにございましたが、基本的には今回の環境影響評価については、我々としては自信を持ってそこには影響はないというふうに、これは断言できるということでございます。

それとあと、冒頭におっしゃっていただきました、全体としての分かりにくさ、これも今皆さん、ほかの委員の方からも御指摘いただきましたが、これは我々の中で改善の余地があったというふうに思っておりますので、改善できるところはして、今日の皆様からの御意見を踏まえてしっかりやっていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○柳会長 出席されている委員の中で、森川委員何か、補足の質問等回答について、それによろしいかどうか、いかがでしょうか。

○森川委員 たくさんの内容について、しっかり書いていただけているかなと私は思っていたのですが、やはり分かりにくさという部分が、何回読んでもちょっとよく分からなかったところもあって、日本イコモス国内委員会の御質問もよく分からなかったし、御解答のほうもよく分からなくて、このままどうなるのかなと思っていたのですが、今日いろいろ伺えてスッキリしました。

ただ、私個人的にはすごく心配しているのが、虚偽ではありませんとかの、私が指摘した部分ですと、8割ぐらいが破壊されるのではないですかというところに対して移植計画とか、保護保全の計画で大丈夫ですよと答えられているのですが、移植が本当にうまくいって、樹木がずっと新しいところで生きていけるというのが前提になってお答えされているというところがあって、その部分が本当にちゃんと将来にわたって大丈夫かなというところを、やはり駄目になってしまうところもあるかもしれないし、元気で生きていくかもしれない、そういうところを真摯に公開して、先ほどウェブで公開されているというお話もあったのですが、そういうところをしっかりと、本当に風通しのよいう話もありましたけれども、伝えていかれるといいのではないかなと思っております。

ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。本当にそのとおりだと思っております、特に移植した

樹木はこれからどういうふうになっていくのか、これについてはしっかりと我々のほうでモニタリングしまして、御報告したいと思っております。

○柳会長 それでは保高委員、お願いいたします。

○保高委員 ありがとうございます。すみません。たくさん質問して申し訳ございません。ありがとうございます。また、お答えいただきまして、ありがとうございます。

細かいことは皆様の御指摘のとおりなのですが、私、別途質問した内容で活力度調査に関してのお話が結構ありまして、今回の調査がかなり前にやられているということで、今後継続してやられるということがございました。その情報というのは極めて貴重ですので、迅速に御報告をいただくとともに、やはり審議会委員のメンバーでそういったことに詳しい方々が立ち会って一緒に見ていくということが非常にお互いの信頼関係も含めて、もしくは事実の確認も含めて重要かと思っておりますので、もしそういったことが可能であれば御検討いただければと思います。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。まさにその調査の部分、今後樹木、イチョウに限らず調査してまいるわけですけれども、まさにこの審議会の委員の先生にも一部お立会いをいただくという部分につきましては、ぜひというふうにも考えておりますので、やり方ですとか時期というものを今我々も計画しておりますので、事務局を通じてぜひ御相談をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○柳会長 保高委員、よろしいでしょうか。

○保高委員 はい、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 すみません。ちょっと厳しいことを言うので大変申し訳ないのですが、1月10日に柳会長がこのままではゴーサインは出せないというお言葉を発言していただいて、多くの都民はそれに非常に期待というか、そこにすがっております。

それで私たちは、今日ともう一回の事業者説明を経て、このアセスの委員会として、柳委員がきちんとゴーが出せるというようなことが言える、また、委員としてもこれ正直言って50年、100年の審議でそれに関わった委員がゴーサインを出したということは私なんかは、横田委員もそうだと思いますが、非常に責任がこの分野の人間として重い判断を下すことになります。

それに対して今回の資料は、まるで国会の答弁のように、善処いたします、検討いたしますということで、要するに誤りと虚偽がないということだけに終始して、それでは、例えば今横田委員がたくさん御質問いただきました、どれも非常に専門的にはきちんとやるべきで、その辺りが私が先ほど言った三井不動産がやったにしてはレベルの低い評価書ではないかといった理由の一つでもございます。

要するに急ぎで開発をしようとした結果、日建設計さんも急げ急げと言われた結果、きちんと例えば図面にしても縦方向は見たけれども、横方向は断面図がないとか、そういうことも含めて多くの専門家あるいは多くの都民から見れば、ここは足りない、ここは分からない、ここはまるであたかも虚偽のように見えるというようなことが生じたわけで、次回の説明会に関しては、日本イコモス国内委員会のこういうものではなく、三井不動産さんと日建設計さんが、今後今日意見が出たもの、それから日本イコモス国内委員会から出た意見、あるいは今までここに出ている横田委員、保高委員、水本委員、廣江委員から出た意見、そういうものに対して、具体的にどういうものをされるのか。さっき、事後ではなくて、今後の変更届としてというお話がありましたけれども、私はこれは事後ではなく、変更届を出すべきものだというふうに考えております。ある部分においては。やはり誤解を生じている部分、特に先ほどの、そうですね、伐採とその部分とか、それがじゃあどういふ景観で残るのか、要するにちっちゃい、ちっちゃいイチョウになって残るのでは、全く意味が、幾ら補植をしても意味がないのであって、都民としては移植をして戻したとしても、あるいはそれが移植がうまくいかなくて、新しい植栽を足したとしても、美しい今と同じようないちょう並木の姿とそれとうまく絵画館が見えるような景観、それがやっぱり残ること、それから、横田委員がおっしゃられたような、植生の在り方として昔から想定したようなそういう森の在り方が残ること、そういうことがきちんと残りますよと、こういうことを調査し、こういう対処をしますから残りますということをもって、私たちは、じゃあこれなら都の審議会としてゴーサインを出してもいいんじゃないかというようなやはり審議をしませんと、今のままでは、今の説明に対しても、横田委員がこれだけおっしゃいますし、ほかの委員の中には割と分かりましたというお話もありましたけれども、専門的には足りないよという意見のほうが多かった。そうすると、日本イコモス国内委員会は専門的に攻めてきているわけですから、やはり専門的にそこをきちんと返す必要がある。これはもう本当に三井不動産さんがこのSDGsだとか、そういう時代に、何で環境や文化に対して、あるいは社会貢献に対して、そういう態度が取れないのか。ここはちょっと

言い過ぎかもしれませんが、でもそこがやはり私はよく考えていただきたい。

要するに三井不動産であるからこそ、そういう態度を取ってほしいと、私は思うんです。三井不動産だからこそ、本当は取れるはずだと。それが非常にささいなことで揚げ足を取られて、非常に損なった条件になっている。それでみんなの信頼も得られない。これから50年ずっと不信を持たれたまま行くのかと。結果として50年たってやっぱりそうだったねという、超高層だけ建てて、商業施設に開発しただけの会社だったんだねと言われるように、やはり文化に対して威厳を持って残してくれたということがきちんとと言われるような会社の名前が残るような形、また、日建設計さんはあそこに新しい植栽の設計も行うと思いますけれども、それも含めて新しい植栽も非常に前よりよくなったねと、非常に美しい、新しい絵画館前広場が美しくなったねと。これは50年、これから50年ちゃんと保全していける、あるいは保全していくべき空間だねと言われるような、そういうような空間を目指していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○事業者 ありがとうございます。大変厳しい御指摘と、それから激励というか、我々にしっかりやってほしいということで、非常に重く受け止めております。これから一生懸命今日いただいたものを検討いたしまして、またきちんと御説明できるように準備していきたいと思っております。

○柳会長 それでは、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

僕も生物・生態系に関しては専門外なので、簡単に質問させてください。

今日のテーマはいちょう並木をはじめとする植物群落に対するお話、議論だったと思います。いちょう並木をはじめとして、そういう植物群落に関してはこれからも継続的に調査していただけるということで、それはぜひやっていただきたいと思うのですが、植物群落の生態系として考えた場合、単に植物だけではなくて、そこに住んでいる昆虫だとか小動物も含めて考える必要があると思うのですが、そういう昆虫や小動物に関しても、植物群落の調査時に同時に調査していただけるということでしょうか。それだけ確認させてください。お願いします。

○事業者 事後調査計画書の中では、確かに植物自生調査等々いろいろな調査を継続的に行うということが書いています。動物関係ですね、陸上動物等々につきましては、毎年ではないのですけれども調査を進めていくということになっております。

○高橋委員 分かりました。そういう小動物とか昆虫というのは、植物群落が変化してしまうと、ものすごく影響を受けてしまうと思うのですね。なので、その辺りも注意して、継続して調査していただければと思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 一点だけお願いしたいと思っております。

客観的にその手法で御説明いただいた中にも、まだ恣意性が残るところは、やはり最大限ゼロにしなければいけない部分だと思うのですね。恣意性を感じながら、モニタリングをしていくと、もともとが恣意的だったからまた恣意的なデータが積み上げられているのではないかという疑念を膨らませてしまうおそれがありますよね。

ですから、今回、次回合わせてですけれども、恣意性をできるだけゼロにさせていただくことは必須だというふうに考えています。そこで一つ気になっているのが、そもそもコンセプトにも非常に大きく影響するのですけれども、日本イコモス国内委員会御指摘の23番で、緑のネットワークに関することなのですね。これ、審議会でも当初、一番最初から御指摘させていただいていますけれども、緑のネットワークの状況として現況を示している図8. 6-6ですよね。この太い線でネットワークの現況を示されていて、これが現況である。現況であるならば、この線がどのような緑によってつながれている線なのかということ、よりやはり恣意性が排除されるような形でお示しいただく必要があるのではないかというふうに思うわけですね。

創建当初のコンセプトを反映したものなのか、反映できていないものなのか、これが読むことができないというところにやはり恣意性が残ってしまうと思います。この線の引き方ですね。そういったところをやはりゼロにさせていただく必要があるのではないかと。

気になっているのはやはり、絵画館前広場のありようです。通常、我々日本のアセスの制度の仕組みの中でやっていますので、事業範囲があって、周辺影響をどこまで考えるという線引きをしながらアセスをしているわけですが、この絵画館前のありようというのは、明らかにこの地域の累積的な影響をもたらしますよね。お互いに対して影響をもたらすというふうに思います。

これ、事業範囲の外だからやらないという考え方を持つことは非常に危険じゃないかなというふうに思っています。やはりこのネットワークを具体的に示されるのであれば、こ

のネットワークを協力してつくっていくであるとか、残していくであるとか、そういったことがまちづくりにおいて重要なわけで、線で区切ることがいいことというのは、ほぼほぼないのではないかな。地区計画の割り方にしても、事業者が違うからここで線を引いていますというその線は、生態系にとっても歴史的にも、何ら意味のない線ではないかな、生態系の歴史としては意味のない線ではないかと思うのですね。ですので、長期的な視点が大事なのだと思うのです。

日本のアセスは、この制度をここで論じてもどうしようもないことですがけれども、こういった地区計画に対するアセスの仕組みを持っていません。ですがけれども、ここでやられていることはもうまさに、将来にわたっての環境の骨格軸をどういうふうに残すのか、それから、そこに根づいてきた文化をどう残すのかという話だと思うのですね。それがアセスの手法になっていないからじゃあやらないと、線引きをしなければいけないから線を引いて外は見ないというようなことではなくて、やはり、お互いに情報を出し合って、どういう形でそれを継承していくのかという、それこそモニタリングのコンセプトというものが欲しいわけですね。何十年という事業を、一回一回のモニタリングだけで御報告していただくことになると思いますので、やはりそれを痛感したそのモニタリングの考え方といいますか、軸の作り方をきちんと示していただくことが必要じゃないかなというふうに強く思っています。

そういった意味で、この緑のネットワーク状況は、非常に恣意的に見える部分だと思っています。ですので、今後情報を具体的にどんどん解像度を高めていただいたり、それから周りとの関係性が見えるような形でこのネットワークのありようがどう変わっていくのかということの情報化していただきたいのですね。そういったことこそ、事業者のホームページ上などでも構わないと思うのですがけれども、積極的に解像度を高めたものを出していただきたいですし、長期的に考えたものを出していただきたい。それをできる限り予測評価していただきたいということですね。検証していただきたいと思います。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。アセスの範囲を超えた大きな視点でのアドバイス、それから我々に対する激励というふう感じておりまして、これについてはおっしゃるとおり、この今のネットワークの部分がこの恣意的な部分を排除した形できちんと解像度を上げていくということについては、これは今後の中で検討してやっていきたいと思っておりますので、

貴重なアドバイスをありがとうございます。

○事業者 一点だけ。まさにこのアセスの範囲というものにつきましては、今から数年前の調査計画書を出させていただいたときから定めている部分でもありまして、なかなかそこを我々事業者からもこう変えますという部分と言えない部分ではありますけれども、まさに横田委員がおっしゃっていただいたようにこのネットワークのところ、やっぱり隣接地もつながっている部分に対して、どのように我々は考えていくのかという部分は、このアセスの手続中ではないのかもしれないですけれども、きちんと我々の姿勢をお示しすべきだなというふうに強く思っております。

またその今いただいた御意見も踏まえて、まさに審議の内容ではないのかもしれないですけれども、そういった考え方も我々としてはお伝えをした上でまさに御意見という形でいただいて、よりよくといたしますか、本当に次の50年、100年につながるやはりこの神宮外苑というものを目指してまいりたいと考えておりますので、ぜひまたアドバイスいただけたらなと考えております。

ありがとうございます。

○柳会長 池本委員、どうぞ。

○池本委員 既にいろんな先生方から多くの御助言や御指摘がある中で、廃棄物の担当をしています、池本ですけれども、参考となればという思いでコメントさせていただこうと思います。

私、廃棄物の事業もいろいろ関わってきておりまして、現在、地域に根づいた施設整備事業というのは自分の中の大きなテーマだなというふうに感じています。今回、都心の事業で文化的な背景が絡んでいる事業なので似ていたなと思ったのですがけれども、そうではない事業は結構今のビルとかを壊して、さらに商業性の高いような形にするというのでシンプルなのですがけれども、例えば地方のほうで廃棄物処理施設整備をしたときに、併せて最近では余熱利用という形で、そういう施設を造るのですね、プールとかそういうのを造るのですけれど。それだけ、造ったからあと使ってよという形だけをとってしまうと、後でそれは、それを維持するほうが大変になってしまっていて使われなくなってきてとか、そういうふうになってくるといえることがあって、最近はその地域に新たな価値を創出する事業というふうに環境省のほうも言っていて、地域に根づいた形での施設整備事業というのをやっていかないと、もう各地域は廃れていってしまうよというような考え方になっていきます。

では、どのようにやっていったらいいのかというのが、まだグッドプラクティスが多く出ているわけではない状況で、試行錯誤ということで、自分もそこを課題としてこれからどのようにやっていけるのかというふうに考えているところと思っています。その考え方としてはやはりまちづくりになってきますので、そういった地方のところですら、やはりまちづくり一点つくったからあと何とかそのままいくでしょうということではなくて、20年、30年かかるというふうに言われています。

今やはり創建からの考え方、それから50年、100年というロングスパンでの話がありましたので、やはり、都内での事業は例えばこれまでですときらびやかな集客性のある施設をつくって事業性があるから成功だねというような価値観があったところもあったかもしれないのですけれども、今回のような文化的背景、そういったところがあるところ、それから、自分ももっと水本先生とかの話を知っているといつも感心させていただけるのですけれども、もっと歴史的背景とか、例えば川のこういう流れがあるところで町ができてきたのだとか、あと、ちょっと前と言うと例えば軍隊で使われた広い土地があるからこういうふうになったとか、いろいろあったりして、そこのこれまで来た経緯とか、そこに関係する方々が大事にしてきたものの思いとか、そういったところもやはりやっていると、地域が地域として成長していくとか、のびていくというのを感じています。

地方のほうをやっていくとそういうところが割と、何というか死活問題みたくなっていて分かりやすく、都内の案件だとそういうところがちょっとぼやけてしまうのかなというふうに感じていたところなのですが、今回の事業まさにそこが都内の事業でも関係する事業なのかなというふうに感じまして、ぜひ、点で事業を考えるのではなくて、この先50年、100年を見据えた関係性、地域を良くしていくことの関係性の中で、ぜひ、これからのいい事業の、最初の事業だったと言ってもらえるような事業に、そこに力を入れていただけたらありがたいかなというふうに感じたところでございます。参考となる部分があれば、参考としていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

- 事業者 貴重なお話ありがとうございました。参考にさせていただきます。
- 柳会長 それでは、玄委員、何か、どうぞ。
- 玄委員 私のほうから、細かい点について確認していただければと思っています。

この評価書の343ページで見ると、こちらのほうに保存、移植、あとは新植、樹木についての分布が書かれていまして、私に関心を持っているところ、423ページの防風対

策ですね。そちらのほうにも樹木を植えるようになっていきます。今回、もちろん現在こちらで検討しているものについても、詳細に記述が必要なのですけれども、この防風のために植えることになる樹木については、どういうふうを考えられているのか、そちらについてまだ聞いていないので、どういう方針でいくかということがちょっと疑問になりました。

あと場所的に見ると、防風対策で植えることになる箇所に、現在移植とかも行われるようですので、今移植した後の樹木についても、もしかしたらある程度防風の役割に関わっていくかなというふうに思うのですね。そういう場合、移植した樹木として、うまく生長していくかどうか、それがちょっと気になりました。

そして、防風対策で木を植えるところに、先ほども言ったように移植の樹木があるので、モニタリングするときに、どういうふうに行われているか、それが具体的に書かれていなかったもので、教えていただければと思っています。お願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。

防風植栽につきましては、基本的に新植で対応しようと考えています。この図を見るとちょっと分かりづらいのですけれども、事務所棟の南東側の角というのですかね、その部分と事務所棟の西側にもたしか防風植栽があったと思います。あと、ラグビー場と国立競技場の間の、薄グレー色のところにもいくつかあったと記憶しておりますけれども、そこにつきましては新植で、必要な樹高、高さ、風洞実験上で示した高さ、6メートルなり8メートルなりとか書いてありますけれども、それを植えていく予定でございます。

○玄委員 そうすると、樹木について表を作成する際に、防風林でどれぐらいの数になるか、それもしっかりとやらないと、今移植する数がダブルカウントされたり、それにすると本当にどれぐらい移植して残りますということと数的に違うことにもなる場合もあるかなというふうに思っていますので、保存していく樹木、移植していく樹木、あとは新しく植えていく樹木の数プラス防風林の役割でやっている樹木については詳細に記載していただけたらというふうに思っています。

あとは、今、特にこの423ページの防風対策のところから見ると、今ここで風環境を検討している際に、卓越風向で考えているのですが、それが北北西なので、防風林として今ところの樹木を植えているのですけれども、そういうところに移植していく、28本が追加されることとなりますので、これは北北西が卓越風向になるので、そういうところで風が強くなるということとなりますので、樹木の生長の環境について、ほかの樹木と違ってちょっと特別な取扱いが必要になるかなと思っています。

○事業者 ありがとうございます。まず、今回防風植栽を植える位置と、移植樹木を持っていく移植先という意味では、現在重複しないような形でお示しをして検討を進めております。ただ、まさにそういった今、風の影響といたしますか、北北西のといったところの観点も踏まえて、移植の計画であったり移植の場所をきちんと我々もできているのかという部分、今すぐお答えができない部分もございますので、そういった観点もまず持ちながら、移植の場所ですとか、本当にどこの位置に具体的にやるのか、またそれは樹種にもよると思いますので、そういったところの観点でも検討を進めていきたいと考えております。

○玄委員 はい。防風林のための樹木を慎重に選ぶということになる際に、ぜひ移植している樹木の生長環境を考えながら決めていただければというふうに思っています。

よろしく申し上げます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 すみません。先ほど来、少し、アセス制度の範囲を超えたみたいな話が出てるので、コメントとして述べさせていただきますと、なので少しアセスからそれてしまう部分はあるかもしれないのですが、今回の問題提起といたしますか、まだちょっとこの問題続いていますけれども、その中でやはり緑の質について私も非常に専門外でながら大変考えましたし、緑の質と歴史性ということ、日本イコモス国内委員会の重要な部分の、根幹的なところはその部分かなと思いますので、その経緯を踏まえた緑みたいところをはっきりと御指摘いただき、それをどう継承していくかですとか、残すべくは残して、そして新しいところを創出するという話も、このアセスの中で出てきたと思うのですがけれども、その中でちょっと先ほどのお答えではそうではないと思いますが、そちらの皆様が考えたという部分ってやはりこれは民間の開発事業で大事だとは思っているのですが、せっかくウェブサイト等を立ち上げて、意見を得るみたいなのところがあったかと思っておりますので、その辺り、都市の緑の質を議論する場というのは、実はアセスとはちょっと違くなってしまっているので、なかなか実はそういう機会ってなかったかと思うのですが、それはやはり、都市ってすごくいろんな方が来る、地域住民だけではない場ということなので、むしろそういったホームページなんかは、そういう意見の交換の場としては適切な部分も、いろんな人が来られるということであろうかと思っておりますので、もし可能であれば、そういった都市の緑の質についての議論も、もう少しこの中に、今いろいろお答えがにぶいところ

についてあまり計画がまだ叩かれていないのかなという部分もありますので、むしろ今だからこそそういった意見を取り込めるかもしれないという可能性を考えて、どういう緑の質になっていくのかという議論はデザインを一元的に実現していくだけではなくて、皆さんの意見というのでも聞けるようなところをさっき意見交換みたいな話も出ていましたので、その辺もすみませんをお願いできるのであればしたいなというふうに思います。

すみません。ちょっと余分なのですが、以上です。

○事業者 ありがとうございます。まさに手法はどうするかという部分はまだ今何かお答えできるものはございませんけれども、今言っていたように、完全に緑の計画が全て今ぴしっと決めきれているかというのと、そういった部分でもないという状況でもございますので、そういった御意見いただきながら、そういった意見交換もしていきながらつくればいいのかというふうに思いますので、アドバイスありがとうございます。

○水本委員 すみません。ありがとうございます。やはりいちょう並木について皆さんの意見がすごく活発であったりするの、東京ってやはり同じ景色を見続けられる場所というのがなかなかないと思うのですね。ですので、やはり何世代にわたって同じ景色を見られる場所というのと、それからこれから今のみんながつくっていく場所ということを少し考えながら、せっかくのホームページも生かしていただければなというふうに思いますけど。以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。そろそろ当初予定していた13時頃までという時間に近づいてきたわけですが、特になければ一旦ここで質疑は終了させていただくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○柳会長 それでは、本日は日本イコモス国内委員会からの指摘は約60項目ですけれども、通し番号で1番から37番までの指摘について事業者から御説明いただいたわけです。

本日の確認の視点ですけれども、冒頭事務局から説明がありましたように、アセスの手続上問題があるか否か、評価書の内容に虚偽や誤りがあるか否か、結果として評価書の調査・予測・評価に変更が生じるか否かという点であります。

この観点で見ますと、事業者から本日いろいろと御説明いただき、1番から37番までは虚偽や誤り、意図的な記述については見られなかったというふうに判断できるかどうかというところが本日の取りまとめとしては重要なところだと思います。

この点につきましては、多くの委員の方が指摘されたように、誤解を生じさせる不十分な記述があったということについては、事業者の方自らが認めておられるということですので、この点については事後調査報告書等で補正するということなのではございますけれども、それによろしいかどうかということは、また次回の説明、特にいちょう並木の保全に関連する議論が次回に残されておりますので、その結果を見て判断するということにならざるを得ないのではないかなというふうに思います。

取りあえず、本日のまとめとして両部会長から御発言をいただきたいと思います。

○齋藤第一部会長 第一部会長の齋藤でございます。

御議論ありがとうございました。今回の会の発端となったのが、評価書にありまして、それを取りまとめました部会長として大変責任を感じながら、皆様の御意見を拝聴していたということでございます。

一番は記述の問題があったということがあろうかと思っておりますけれども、途中池邊委員から極めて重要な御指摘があったかなと思うのは、記述に関して事後調査の報告書の中でというような回答も相当あった。これは、アセスの制度としてはそのとおりなのだけれども、アセスの背後には住民がいて、その代役というか、専門家としての立場として代役としてこの審議会があるということからすれば、やはり記述の誤り等があったのであれば、それは速やかに公表していただきたいですし、それはホームページでできるということであればやっていただきたいかなというふうに思います。

いずれにしても、住民とのコミュニケーションというのが非常に重要で、それはもう社会的責任として企業に与えられていることだと思っておりますので、今回日本エコモス国内委員会からのお話があった、そのことに対して、この場は公開だったのがよかったかなとは思っております。この場である必要はそもそもなくて、ちゃんとしっかりと対応していただきたいということなのだと思います。ですからそれをまず初めにお願いしたいかなというふうに思います。

それから先ほど会長のほうからまとめていただきましたけれども、今回意見がいろいろ出てきましたけれども、調査の手法とか評価の考え方とか、それから植生区分の考え方、そういったところが主にあったのかなというふうに思います。

先ほど横田委員からもコドラートの方形区の話であるとか、それから均質性の判断の話、それから今度の事後調査等に入るときに調査方法の確からしさ、そういったところの恣意性を可能な限り排除していただきたいという意見があったと思います。やはり可能な限りかな

とは思うのですけれども、やはりそこを排除できるようにこれから努力をさらにしていただく必要があるのかなというふうに思います。

特にもう一点、これも横田委員からあった絵画館前の広場の話、やはりこれ先ほど、アセスの背後には住民がというふうに話をしましたけれども、アセスの中では確かに事業区域として分かれてはいるのですが、最終的に一体化された風景となり、またそこに生物の生態系ネットワークが構築されるという意味からすると、当然ながら一体化されたものとしてそれを考えていく必要があるということなのだと思います。ですから、アセス制度の中でできることと、それから企業の社会責任としてやらなければいけないこともありますので、できれば事後調査の中で、そしてその結果を評価するときには、より大きな視点で見ていただくということをお願いしたいかなというふうに思います。

そういった評価とか手法、そもそもが説明の不足であったりするようなどころ等々がございましてけれども、先ほど会長からまとめていただいたとおり、現段階において改めて調査・予測・評価をしていただく必要があるような状況にはないのかなというふうには考えております。ただ、今指摘をしたような内容についてはぜひ今後とも努力をしていただきたいというふうに思います。

あともう一点、これを聞いていただいている住民の方々に少しお話をしたいと思っておりますけれども、答申案をまとめる中でも、我々は常に住民の意見を参考にしたいという思いを持っておりました。都民の意見を聴く会、それから外でいろんな話が出てきているということも耳にはしておりますので、その内容等について全く無視していたわけではなくて、そのことを専門家なりにどういう形にしていくのか、この審議会の中で扱えることはということを考えながら対応してきたつもりでございます。

事業者のほうもその思いにおそらく応えてくれたというふうに私は判断しているのですが、毎木調査の結果をしっかりと出してくれた、それから建国記念文庫の前の森の復元、そういったところもこの環境影響評価の審議の中で改善されてきたものである、そういったところで事業者も様々に努力をしてきていただいたのかなというふうに思っています。

このテレビというか、この向こう側にいる住民の方々にお話をしたいのは、もう一点、今回の結果から私は再度調査をする必要性まではないだろうというふうに判断しているのですが、そのことも含めて異論があるということであれば、どんどんその異論は発信していただきたいかなと。我々は無視しているつもりはありません。そのことも踏まえて、このアセスの制度上、そして専門家として何ができるのかということを考えながら対応はし

ているつもりですので、私のところに届いた意見の中には、正直言って期待をしたけれども失望したというような意見も正直ありました。だけど、我々は無視しているつもりはありません。皆さんの意見を拝聴しながら、そして専門家としてこのアセスの制度の中で何ができるのかということをやってきたつもりでありますので、今後とも異論があるということであれば、情報をしっかりと発信していただければよいかなというふうに思います。

最後に、逆に言うと事業者の方はやはりそういった意見があるということをしかりと認識していただいて、アセスの制度の向こうに住民がいるのだということ、繰り返しになりますけれども、考えていただいて対応をお願いしたいかなというふうに思います。これは次回の説明のときにも、ぜひそういった視点からお願いしたいと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは続いて宮越第二部会長からお願いします。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。事業者の皆様、本日丁寧な御説明ありがとうございました。次回もご説明いただけるということで、どうぞよろしくをお願いします。

今、柳会長や齋藤部会長から御発言いただきましたが、私も全く賛同します。事業者におかれましては、どうぞ分かりやすい情報発信をお願いします。冒頭で表について御確認させていただいたところですが、重要な情報があるのであれば、ウェブサイト公開するだけでなく、周知浸透を図るような取組が別途必要だと思います。ぜひ進めてください。

また、周辺にお住まいの方や、都民の皆様、また今回のような団体の皆様などからの御意見や問合せにも丁寧で真摯に対応いただくことをお願いします。これらに関する事は審議会において、これまで何度も事業者をお願いしていることだと思しますので、改めてお願いさせていただきたいと思います。

本事業の環境影響評価手続は、審議会では評価書案に対して答申を行い、それを踏まえて評価書が作成されたものと理解していますが、その評価書に記載されている前提や情報に誤りがあるのではないかという指摘が、本日のこの事業者説明の発端だと、私は理解しています。本来、評価書案に対する答申が出た事業に対して、前提や情報に誤りがあり、その誤りによって調査や予測、計画の内容が大きく変わることであれば、条例に基づく変更届の手続になり、その手続の過程において、私たち審議会の委員はそれぞれ専門の見地から条例に基づいて関与するものだと理解しています。

その上で一点、アセスの制度に関しまして、事務局に申し上げておきたいことがあります。都民の方から公募した御意見や関係区長などの御意見に対する事業者の見解書等の評価書案の審議とは別として、今回のように外部からお寄せいただいた意見や指摘について直接一つ一つを審議会で扱うということは、極めて特別なことだと思っています。本日は事業者のお考えを直接確認することができましたので有益だったとは思いますが、ただし今後も同様であれば、ほか事業を含め、ほかの意見や指摘が出る都度、審議会で取り扱うことになり、これは適切ではないとも思います。外部からの意見や指摘については、まず事業者において丁寧に御説明いただくことはもとより、特にアセス図書に関する意見・指摘であれば、例えば評価書の内容が大きく変更されるようなこと、そういうことがあるかどうかのスクリーニング、ふるいわけを事務局で行っていただき、必要であれば速やかに変更届の対応を行っていただき、その変更届について審議会で関与することが審議会の目的、趣旨からも妥当であると考えます。もちろんスクリーニングにおいても判断に専門的な知見が求められる場合は、担当委員に意見を聴くことや、会長等審議会の情報共有もほか事項と同じように適宜実施していただきたいと思います。事務局においてはぜひ御検討をお願いします。

以上です。

○柳会長 齋藤第一部会長、それから宮越第二部会長からまとめの御発言をいただきました。ありがとうございました。

いろいろと今回の問題については課題がいろいろあって、この審議会で真摯に取り組んできたつもりではありますけれども、まだ本日の御説明だと御指摘事項の3分の2を大体御説明いただいたかなという感じですので、残された課題をまた5月中にはまた議論を続けていきたいと考えておりますが、本日の議論を踏まえまして、事業者の方は次回の検討の審議会を待たずに、指摘事項への事業者の対応について少し分かりやすく丁寧な情報発信を都民のみならず国内外に主に発信して行って、積極的にこの事業が何であるのか、事業者の立場がどうであるのかということをもっと多くの方々に理解していただくようにしていただき、事業を進めていただければありがたいと思いますので、その点どうぞ御留意いただきたいと思います。

それでは、事業者の方はここで退席いただくことになりますが、何かあれば最後に御発言をお願いいたします。

○事業者 本日は貴重なお時間をいただきまして、また、長時間にわたりましてどうもあり

がとうございました。大変貴重な御意見、御指摘をいただいたと思っております、次回  
5月18日、またこの場で残りの点についてお願いいたします。

ありがとうございました。

○柳会長 どうもありがとうございました。それでは事業者の方は退席をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それではほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○柳会長 特にないようですので、これもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

それでは傍聴人の方は退室ボタンを押して退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後1時22分閉会)